

# 福祉の概要

令和2年度版



# 目 次

1. はじめに	1p	(6) 補装具	32p
2. 福祉事務所の沿革と行政機構	2p	(7) 相談支援	33p
(1) 沿革	2p	6. 地域生活支援事業	33p
(2) 石垣市行政機構図	4p	(1) 相談支援事業	33p
(3) 石垣市福祉事務所事務分掌	5p	(2) 意思疎通支援事業	34p
<b>[ 生活保護 ]</b>		(3) 日常生活用具給付等事業	34p
1. 管内の生活保護の概況	10p	(4) 移動支援事業	35p
(1) 生活保護申請過程『経路図』	10p	(5) 地域活動支援センター事業	36p
(2) 地区別保護の状況	11p	(6) その他の事業	36p
2. 生活保護の動向	12p	7. その他障がい者福祉事業	37p
(1) 本市の動向	12p	(1) 重度心身障害者(児)医療費助成事業	37p
(2) 相談種別による相談状況の推移	12p	(2) 特別障害者手当等の給付事業	38p
(3) 本市・県・市部別の保護動向	13p	(3) 心身障害者(児)扶養共済事業	38p
(4) 扶助別被保護世帯数、人員の推移	14p	(4) 小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業	38p
(5) 月別相談件数	15p	(5) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	39p
(6) 生活保護相談状況の年度別推移	15p	8. 石垣市内の障がい者・児福祉に係る指定事業所	40p
(7) 労働力類型別被保護世帯の推移	16p	<b>[ 高齢者福祉 ]</b>	
(8) 世帯類型世帯状況	17p	1. 施策の体系	44p
(9) 医療扶助の状況	18p	2. 主な高齢者福祉事業	46p
(10) 施設・居宅別介護扶助人員の状況	18p	石垣市地域包括支援センター	51p
(11) 生活保護の開始理由別世帯数	19p	<b>[ 介護保険 ]</b>	
(12) 生活保護廃止理由別世帯数	20p	1. 介護保険制度について	59p
3. 生活保護費扶助別支給状況	21p	2. 実施主体は石垣市	60p
(1) 年度別生活保護費の支給状況	21p	3. 介護保険で受けられるサービス	61p
<b>[ 障がい者(児)福祉 ]</b>		(1) 在宅サービス	61p
1. 障害者総合支援法について	23p	(2) 施設サービス	64p
2. 身体障がい者福祉	24p	(3) 地域密着型サービス	64p
(1) 身体障害者手帳の交付	24p	(4) 有料老人ホーム	66p
3. 知的障がい者福祉	25p	(5) サービス付き高齢者向け住宅	66p
(1) 療育手帳の交付	25p	(6) 償還給付サービス	66p
4. 精神障がい者福祉	26p	4. 介護保険料	68p
(1) 精神障害者保健福祉手帳の交付	26p	(1) 保険料率と保険料月額	68p
5. 自立支援給付等の各種サービス	27p	(2) 介護保険料の決め方	68p
(1) 訪問系サービス	27p	(3) 所特別段階表	68p
(2) 日中活動系サービス	28p	(4) 低所得者への保険料の軽減策	69p
(3) 居住系サービス	29p	5. 利用者負担	70p
(4) 施設入所支援	29p	(1) 高額介護サービス費	70p
(5) 自立支援医療	30p	(2) 居住費及び食費の負担軽減「介護保険負	

担限度額認定証」	70p
(3)介護保険負担限度額認定の対象となる場合	70p
(4)障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援	71p
6. 要介護認定実施状況統計	72p
7. 年度別要支援・要介護認定者数	73p
8. 介護保険制度における各種サービス利用状況	74p

### 〔 児童保育 〕

#### 〔 子ども・子育て支援制度 〕

子ども・子育て支援新制度について	77p
1. 保育所・こども園(2号・3号認定)	78p
(1) 保育所等への入所	78p
(2) 石垣市障がい児保育事業	81p
2. 石垣市子どもセンターについて	82p
3. 石垣市ファミリーサポートセンターについて	83p
4. 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)について	84p
5. 地域子育て支援拠点事業について	85p
6. 利用者支援事業について	86p

### 〔 児童福祉 〕

1. 児童福祉について	88p
(1) 家庭児童相談室	88p
(2) 助産施設入所について	89p
2. ひとり親家庭及び寡婦福祉について	89p
(1) 母子等世帯数及び理由別状況	89p
(2) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	90p
(3) 母子及び父子家庭等医療費助成事業	90p
(4) 母子家庭等日常生活支援事業	91p
3. 児童扶養手当について	91p
(1) 受給資格者	91p
(2) 手当の額	92p
(3) 手当の支給	92p
(4) 児童扶養手当受給者数	93p
4. 特別児童扶養手当について	93p
(1) 受給資格者	93p
(2) 手当の額	93p
(3) 手当の支給	94p
(4) 特別児童扶養手当受給者数	94p
5. 児童手当	95p

(1) 趣旨	95p
(2) 支給対象	95p
(3) 支給額	95p
(4) 支払時期	95p
(5) 児童手当支給状況	95p
6. 女性相談業務について	96p

### 〔 地域福祉 〕

1. 民生委員・児童委員について	98p
(1) 関係法令	98p
(2) 委嘱	98p
(3) 任期	98p
(4) 報酬	98p
(5) 活動の基本	98p
(6) 民生委員・児童委員の活動状況	99p
2. 地域福祉ネットワーク事業について	101p
(1) 福祉ニーズの把握及び福祉活動についての住民への啓蒙活動	101p
(2) 地域内ボランティア活動に関する相談、登録斡旋及び研修	101p
(3) 住民組織、ボランティア団体、行政機関等のネットワーク形成	101p
(4) 住民参加型福祉活動の支援	102p
(5) 企画及び調整	102p
3. 石垣市福祉のまちづくりについて	103p
(1) 特定生活関連施設の建設等について	103p
(2) 特定生活関連施設等一覧	104p
(3) これまでの経過について	105p

### 〔 社会福祉団体 〕

社会福祉団体一覧	107p
----------	------



# 1. はじめに

わが国では、少子高齢化の進展や人口の減少、貧困化・格差拡大等により、社会経済に起因するさまざまな社会問題や地域における生活課題は多様化しています。本市でも高齢化は着実に進んでおり、社会環境の変化等に伴い、地域が抱える課題は複雑化しています。

また、今年に入り新型コロナウイルス感染症拡大で引き起こされる医療、経済的な影響でさらに深刻化している状況にあります。

当福祉事務所では、平成 29 年度に本市の福祉政策を総合的に推進する「地域福祉計画」と、民間相互の連携により地域福祉活動を実践する社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的にした「第 2 次石垣ほっとハートプラン」及び「石垣市ひとり親家庭自立促進計画」を策定いたしました。

また、今年には「ていだプラン(第 5 期石垣市障害福祉計画・第 1 期石垣市障害児福祉計画)」及び「21 パールプランいしがき(第 7 期石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」の最終年度を迎えることから、次期計画の策定を進めております。

併せて、こども未来局においては、待機児童の解消や子どもの貧困対策等について、より充実を図るための施策を推進しております。

多様化・複雑化している地域の福祉問題に対し、市民や地域組織、行政、社会福祉協議会及び関係機関等が連携・協力し、共助のまちづくりがより一層充実することを目指し取り組んでいきます。

結びにあたり、生活保護をはじめ、障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険、児童保育、児童福祉、地域福祉等、各分野の事業実績を取りまとめた令和 2 年度版「福祉の概要」を多くの皆様にご高覧いただき、地域福祉活動の一助としてご活用頂ければ幸いです。

令和 2 年 12 月

石垣市福祉部

部長 高坂 正則

## 2. 福祉事務所の沿革と行政機構

### (1) 沿革

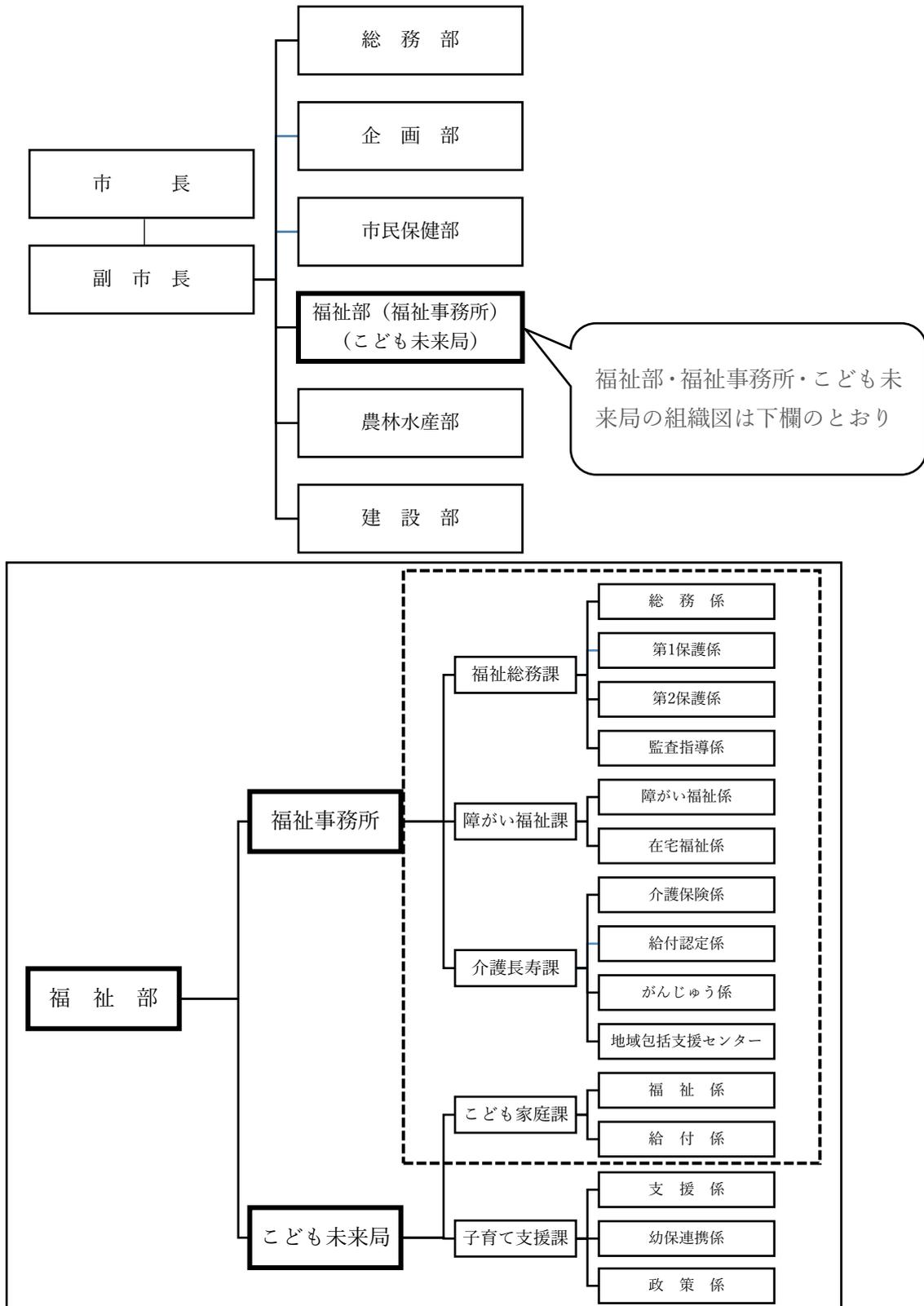
- 昭和 47 年 5 月 15 日—沖縄の本土復帰。社会福祉事業法及び福祉六法、その他諸種の法令は本土法が適用される。
- 昭和 47 年 7 月 3 日—沖縄県厚生部長文書、昭和 47 年 6 月 9 日付け「本土復帰に伴う社会福祉関係法令の適用に関する特例について」及び同じく昭和 47 年 7 月 3 日付「福祉事務所設置のための幹部職員の推薦について」により、昭和 48 年 4 月 1 日を石垣市福祉事務所設置の目処とする。
- 昭和 47 年 8 月 14 日—沖縄県八重山福祉事務所へ幹部予定職員 5 名を研修のため派遣。
- 昭和 47 年 10 月 10 日—石垣市市民課内に「福祉事務所準備係」を設置。
- 昭和 48 年 2 月 4 日—沖縄県八重山福祉事務所へ現業員予定職員 11 名研修のため派遣。
- 昭和 48 年 4 月 1 日—「石垣市福祉事務所設置条例」制定。  
石垣市新栄町 4 番地の石垣市社会福祉センターの一部を事務所として定め、沖縄県八重山福祉事務所より福祉地区及び関係事務を継承して、石垣市福祉事務所を設置。設置時の陣容は、所長、庶務係 4 名、保護第一係 4 名、保護第二係 4 名、福祉係 4 名の合計 17 名であった。
- 昭和 56 年 7 月—石垣市本庁新庁舎へ移転。
- 昭和 62 年 12 月 1 日—部制施行により、家庭奉仕員が民生課より移管。
- 平成 7 年 5 月—機構改革により、福祉事務所に福祉課と児童家庭課が設置。福祉課には老人福祉センターが、児童家庭課には児童保育係が民生課より移管された。
- 平成 8 年 4 月 1 日—老人福祉センターの管理運営を石垣市公共施設管理公社へ委託。
- 平成 9 年 4 月 1 日—伊原間保育所開設。
- 平成 10 年 5 月 15 日—介護保険準備室設置。
- 平成 12 年 4 月 1 日—介護保険制度施行により介護長寿課設置。
- 平成 13 年 4 月—基幹在宅支援センター設置。
- 平成 17 年 4 月—老人福祉センターの管理運営が介護長寿課直営となる。
- 平成 18 年 4 月—基幹在宅支援センターが発展解消し地域包括支援センター創設。  
機構改革により福祉課が障がい福祉課に課名変更。
- 平成 19 年 4 月—機構改革により福祉総務課が新設され、部(所)内の統括

課となり、調整担当が配属。福祉総務課には総務係と保護係が、障がい福祉課には障がい福祉係と在宅福祉係となる。

- 平成 20 年 7 月—川平保育所移転（県道整備に伴い）。
- 平成 22 年 1 月—石垣市子どもセンター開設（健康福祉センター内）。
- 平成 23 年 4 月—機構改革により「保健福祉部」が廃止。新たに「市民保健部」と「福祉部」が新設。福祉総務課に「第1保護係」と「第2保護係」設置。介護長寿課「長寿推進係」が「がんじゅう係」へ、児童家庭課「子育て推進係」が「子育て支援係」へそれぞれ変更。
- 平成 27 年 3 月—児童家庭課に「子ども政策係」を新設。
- 平成 30 年 4 月—機構改革により「児童家庭課」が廃止。「こども未来局」が新設。「こども未来局」内に「子育て支援課」及び「こども家庭課」を設置。  
「監査指導室」を廃止。福祉総務課内に「監査指導係」を設置。

(2) 石垣市行政機構図

(令和2年4月1日現在)



※子育て支援課の統計情報についても本書に掲載しています。

### (3) 石垣市福祉事務所 事務分掌

課 名	分 掌 事 務
福祉総務課 ・総務係 ・第1保護係 ・第2保護係 ・監査指導係	(1) 部所管事務の総合調整に関する事。 (2) 福祉に関する計画等に関する事。 (3) 社会調査及び福祉情報に関する事。 (4) 民生委員及び児童委員に関する事。 (5) 石垣市社会福祉協議会に関する事。 (6) 福祉のまちづくりの推進に関する事。 (7) 災害時要援護者対策に関する事。 (8) 所管する社会福祉法人の認可等に関する事。 (9) 生活保護法に関する事。 (10) 保護金品及び措置費の支給に関する事。 (11) 保護金品及び措置費に係る徴収金の調定及び徴収に関する事。 (12) 医療事務及び指定医療機関に関する事。 (13) 保護に係る診療報酬明細処理に関する事。 (14) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 (15) 面接相談に関する事。 (16) 介護扶助事務に関する事。 (17) 中国残留邦人等支援給付に関する事。 (18) 生活困窮者自立支援法に関する事。 (19) 子どもの貧困対策に関する事。 (20) 他課に属しない社会福祉に関する事。 (21) 社会福祉法人等の指導監査に関する事。 (22) 社会福祉法人の認可等審査に関する事。
障がい福祉課 ・障がい福祉係 ・在宅福祉係	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事。 (2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業に関する事。 (3) 身体障害者（児）福祉に関する事。 (4) 知的障害者（児）福祉に関する事。 (5) 精神障害者（児）福祉に関する事。 (6) 特別障害者手当等に関する事。

	<p>(7) 重度心身障害者（児）医療費助成に関する事。</p> <p>(8) 所管する社会福祉法人の認可等に関する事。</p> <p>(9) 障がい者基幹相談支援センター及び障がい者虐待防止センターに関する事。</p> <p>(10) その他障がい福祉に関する事。</p>
<p>介護長寿課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険係</li> <li>・給付認定係</li> <li>・がんじゅう係</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>	<p>(1) 介護保険事業の企画運営に関する事。</p> <p>(2) 特別会計予算に関する事。</p> <p>(3) 保険料の賦課及び調定・徴収に関する事。</p> <p>(4) 介護保険事業計画に関する事。</p> <p>(5) 保険料の減免・督促・滞納処分に関する事。</p> <p>(6) 被保険者の資格管理に関する事。</p> <p>(7) 被保険者証の発行に関する事。</p> <p>(8) 住所地特例の管理に関する事。</p> <p>(9) 生活保護者の保険料に関する事。</p> <p>(10) 保険料の還付に関する事。</p> <p>(11) 審査請求に関する事。</p> <p>(12) 介護保険事業状況報告に関する事。</p> <p>(13) 被保険者の台帳整理に関する事。</p> <p>(14) 介護保険条例・規則・要綱に関する事。</p> <p>(15) 財政調整交付金に関する事。</p> <p>(16) 文書の収受、保存文書の整理管理に関する事。</p> <p>(17) 関係課との調整に関する事。</p> <p>(18) 介護保険の認定審査に関する事。</p> <p>(19) 介護保険給付及び市町村特別給付に関する事。</p> <p>(20) 地域密着型サービス事業者の指定及び指導監査に関する事。</p> <p>(21) 老人福祉法に関する事。</p> <p>(22) 措置に係る徴収金の徴収に関する事。</p> <p>(23) 敬老会に関する事。</p> <p>(24) 老人福祉センターの管理運営に関する事。</p> <p>(25) 老人の健康増進、その他福利等の企画推進に関する事。</p>

	<p>と。</p> <p>(26) 所管する社会福祉法人の認可等に関する事。</p> <p>(27) 地域包括支援センターの運営に関する事。</p> <p>(28) 指定介護予防事業所業務管理に関する事。</p> <p>(29) 介護予防事業に関する事。</p> <p>(30) 総合相談支援事業に関する事。</p> <p>(31) 権利擁護事業に関する事。</p> <p>(32) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関する事。</p> <p>と。</p>
<p>子育て支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援係</li> <li>・幼保連携係</li> <li>・政策係</li> </ul>	<p>(1) 局所管事務の総合調整に関する事。</p> <p>(2) 児童福祉施設に関する事（保育所、認定こども園、児童館等）。</p> <p>(3) 保育所の管理運営に関する事。</p> <p>(4) 保育所・認定こども園・幼稚園・幼稚園一時預かり等の入退所に関する事。</p> <p>(5) 保育料の調定及び徴収に関する事。</p> <p>(6) 保育料の減免及び徴収猶予に関する事。</p> <p>(7) 障がい児保育に関する事。</p> <p>(8) 法人保育所の指導に関する事。</p> <p>(9) 認定こども園の認定に関する事。</p> <p>(10) 子育て支援に関する事。</p> <p>(11) 子どもセンターの運営に関する事。</p> <p>(12) ファミリーサポートセンターの運営に関する事。</p> <p>(13) 放課後児童健全育成に関する事。</p> <p>(14) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。</p> <p>(15) 認可外保育施設に関する事。</p> <p>(16) 児童福祉施設の整備計画に係る調整に関する事。</p> <p>(17) 就学前保育・教育の総合的な計画及び方針に関する事。</p> <p>と。</p> <p>(18) 保育所・地域型保育事業の設置認可等に関する事。</p> <p>(19) 所管する社会福祉法人の認可等に関する事。</p> <p>(20) 待機児童解消加速化プラン、子育て安心プランに関する事。</p> <p>と。</p> <p>(21) 保育所・認定こども園等の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の整備に関する事。</p> <p>(22) 施設型保育給付・地域型保育給付施設に関する事。</p>

	<p>(23) 施設型保育給付・地域型保育給付施設の指導監査に関すること。</p> <p>(24) 公立幼稚園、公立認定こども園に関すること。</p> <p>(25) 児童福祉施設を運営する社会福祉法人に関すること。</p> <p>(26) 保育士確保に関すること。</p> <p>(27) 支給認定事務に関すること。</p> <p>(28) 施設型給付・委託費に関すること。</p> <p>(29) 保育士等資格取得資金貸付基金管理に関すること。</p> <p>(30) 利用者支援に関すること</p>
<p>こども家庭課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉係</li> <li>・給付係</li> </ul>	<p>(1) 児童福祉施設に関すること（母子、児童擁護施設）。</p> <p>(2) 児童手当に関すること。</p> <p>(3) 児童福祉に関すること。</p> <p>(4) 児童虐待の防止及び要保護児童対策地域協議会に関すること。</p> <p>(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。</p> <p>(6) 児童扶養手当に関すること。</p> <p>(7) 特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>(8) ひとり親家庭等の福祉支援に関すること。</p> <p>(9) 助産施設入所に関すること。</p> <p>(10) 母子及び父子家庭等医療費助成に関すること。</p> <p>(11) 家庭児童相談室に関すること。</p> <p>(12) 売春防止法、DV防止等及びDV被害者支援に関すること。</p> <p>(13) こども医療費助成事業に関すること。</p> <p>(14) 子どもの貧困に関すること。</p>

# 生活保護

[ 担当 ]

福祉総務課 総務係/第1・2保護係

電話 82-5045

FAX 82-1580

# 1. 管内の生活保護の概況

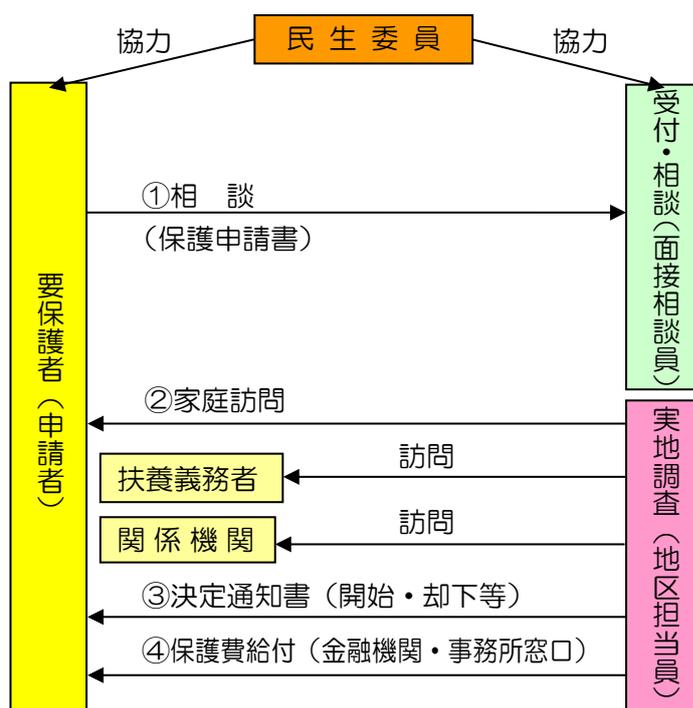
管内の保護動向は、昭和 48 年に八重山福祉事務所から移管発足した当初の 781 世帯、2,426 人（67.49%）から年々減少傾向を示し、平成 3 年度（14.51%）からは微減や横ばい状態が続き、平成 8 年度に 325 世帯、556 人（12.80%）と過去最低となった。その後は高齢化の影響等により平成 25 年度まで増加傾向を示した。令和元年度末においては 813 世帯、1,054 人（21.50%）と、前年と比較してほぼ横ばいとなっている。

令和元年度の開始件数（86 件）は、前年度（83 件）と比較して 3 件増加した。保護開始の理由としては「傷病によるもの」が 41 件と最も多く、次に「老齢によるもの」が 9 件となっている。

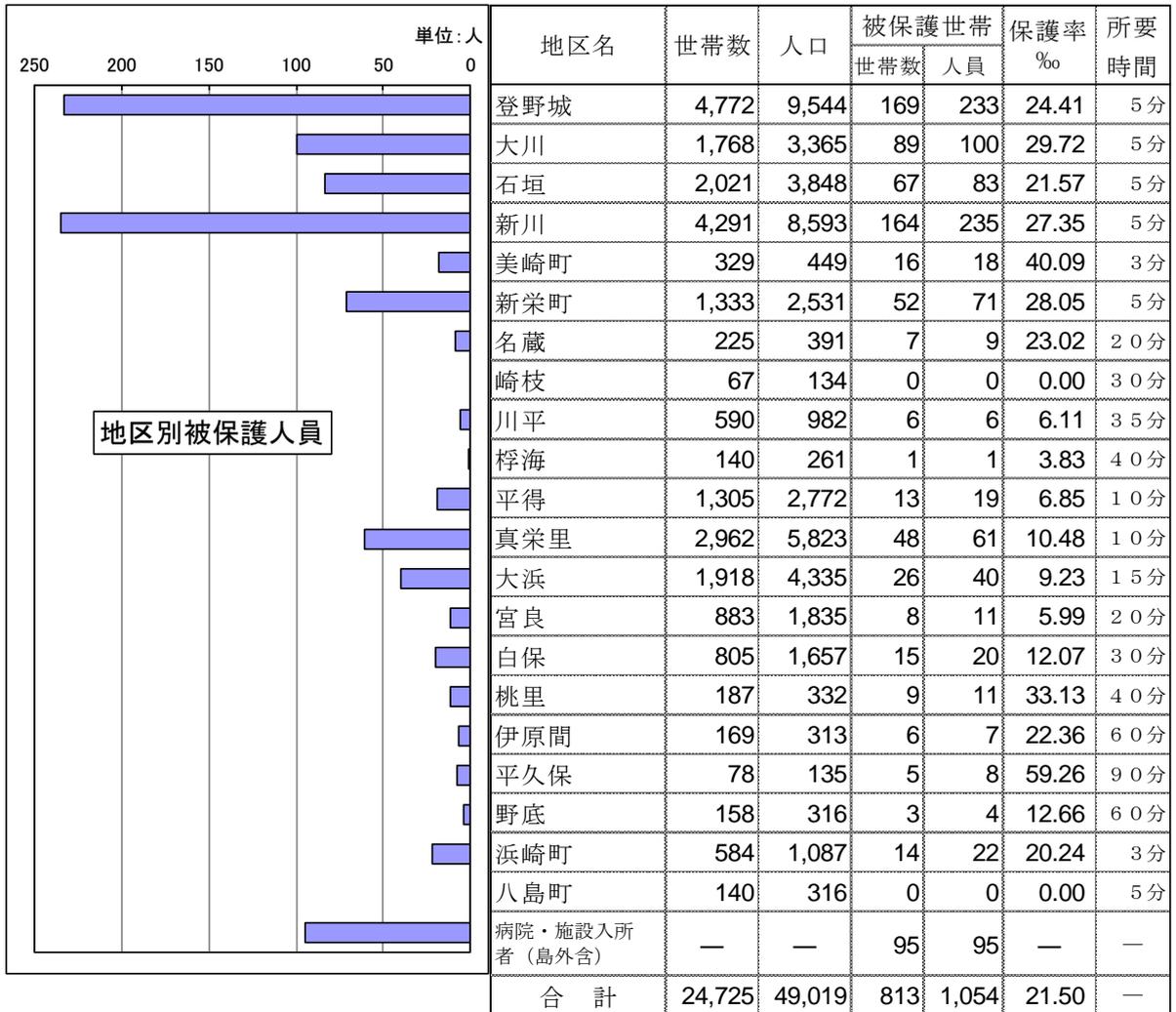
世帯類型別では、高齢者世帯で全体の 5 割、傷病・障がい者世帯で全体の 3 割を占めている。扶助別では、医療扶助が全体の 5 割を占め、次に生活扶助が 3 割となっている。

管内の有効求人倍率は、令和 2 年 3 月に 1.42 倍と高い水準にあったが、同年 9 月には 0.71 倍まで落ち込んでいる。

## （1）生活保護申請過程「経路図」



(2) 地区別保護の状況

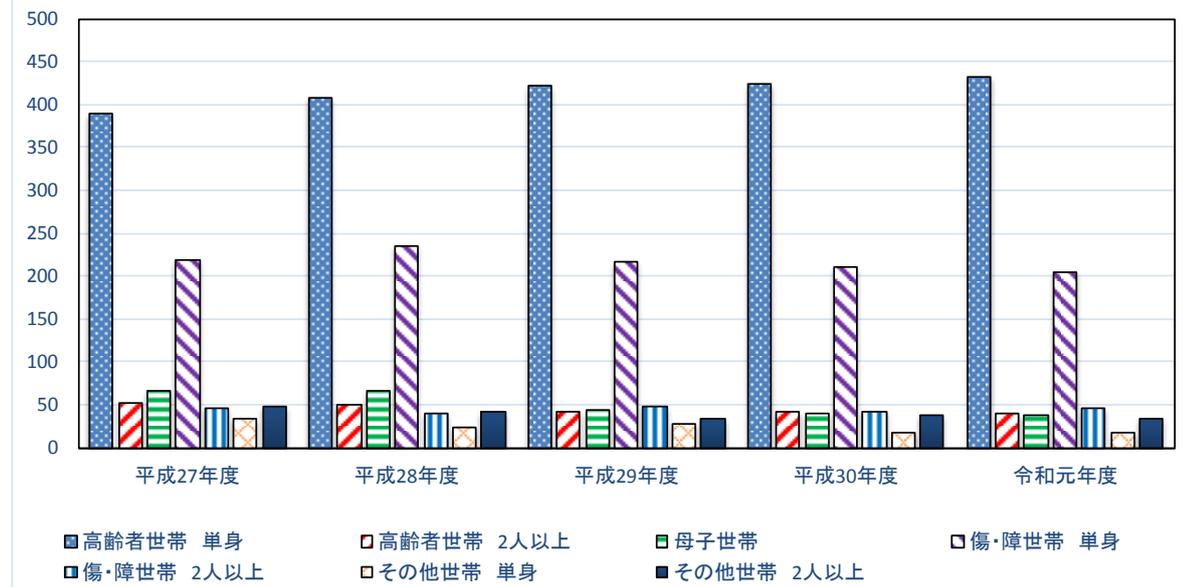


## 2. 生活保護の動向

### (1) 本市の動向

令和2年3月末

年 度 別 推 移	本市人口	被保護者世帯	被保護人員	保護率 %	世帯類型別被保護世帯数 (保護停止中の世帯を除く)								医療扶助 人員		医療扶助率
					高齢者世帯		母子世帯	傷・障世帯		その他世帯		入院	入院外		
					単身	2人以上		単身	2人以上	単身	2人以上				
平成27年度	49,085	859	1,205	24.55	389	52	67	218	46	34	49	122	1026	95.27	
平成28年度	49,254	868	1,172	23.80	408	50	66	235	39	24	41	82	990	91.47	
平成29年度	48,517	844	1,106	22.80	422	41	44	217	49	27	34	114	880	89.87	
平成30年度	48,702	816	1,067	21.91	423	42	40	211	42	18	37	90	876	90.53	
令和元年度	49,019	813	1,054	21.50	433	39	37	204	46	17	34	105	842	89.85	



### (2) 相談種別による相談状況の推移

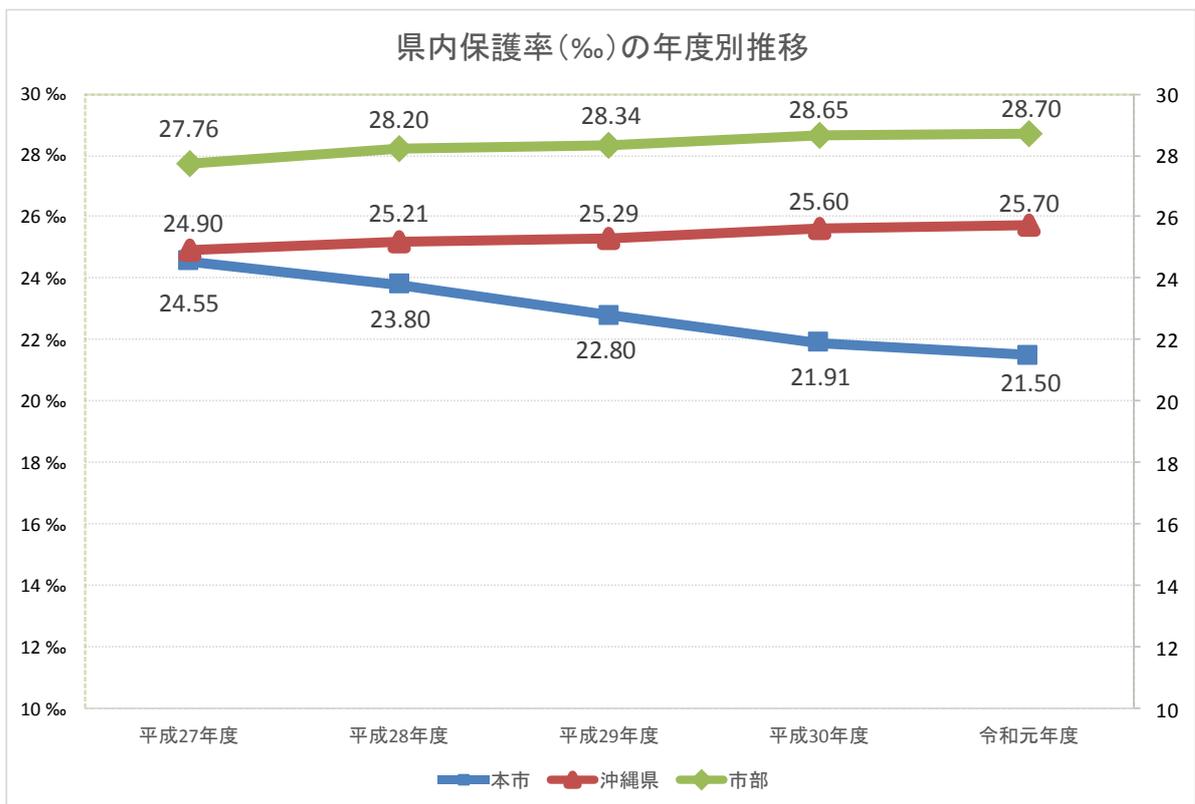
年 度	生活困窮一般	高 齢	母 子 父 子	身 障	児 童	知 的	精神疾患 入院 主 家族	精神疾患 通院 主 家族	特 殊 疾 病 主 家族	入 院 一 般 世 帯 主	入 院 一 般 世 帯 員	一 般 通 院 主 家族	合 計
							3	22	1	19	10	30	
							2	6	0	10	8		
平成27年度	67	87	36	2	1	2	3	22	1	19	10	30	298
平成28年度	57	64	21	13	0	1	3	26	2	40	7	34	297
平成29年度	42	67	4	3	1	2	1	12	0	27	4	31	211
平成30年度	45	72	5	4	1	2	0	18	1	24	3	31	222
令和元年度	43	52	5	8	1	4	1	29	1	18	4	32	208

### (3) 本市・県・市部別の保護動向

人口、保護世帯、保護人員、保護率の推移

(各年度3月末)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
本市	人口	49,085	49,254	48,517	48,702	49,019
	被保護世帯数	859	868	844	816	813
	被保護人員	1,205	1,172	1,106	1,067	1,054
	保護率(‰)	24.55	23.80	22.80	21.91	21.50
沖縄県	人口	1,459,308	1,463,954	1,466,571	1,472,304	1,478,075
	被保護世帯数	27,037	27,907	28,479	29,177	29,776
	被保護人員	36,332	36,899	37,092	37,686	37,991
	保護率(‰)	24.90	25.21	25.29	25.60	25.70
市部	人口	1,129,141	1,131,949	1,132,660	1,137,126	1,141,718
	被保護世帯数	23,273	24,051	24,560	24,970	25,612
	被保護人員	31,340	31,922	32,094	32,582	32,764
	保護率(‰)	27.76	28.20	28.34	28.65	28.70



(4) 扶助別被保護世帯数、人員の推移

	本市		世帯数	被保護		保護率 (人口 %)	世帯 保護率 (世帯 %)	扶助別												計		申請件		保護開始		保護廃止			
	人口	人員		世帯	人員			世帯	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助		扶出 助産	扶生 助業		扶養 助祭	世帯	人員	数	件	世帯	人員	世帯	人員			
													人員	世帯		人員	世帯										人員	世帯	人員
27年度平均	23,198	48,997	857	1,211	24.72	36.94	777	1,094	715	1,025	57	96	188	198	817	1,138	93.97	0	29	35	2	2,585	3,582	14	10	15	12	16	
28年度平均	23,461	49,069	865	1,189	24.23	36.87	788	1,081	726	1,007	55	93	197	206	822	1,114	93.69	0	29	31	1	2,618	3,531	14	10	14	8	12	
29年度平均	23,859	49,102	852	1,133	23.07	35.71	783	1,038	715	960	44	71	201	209	789	1,018	89.22	0	23	25	2	2,557	3,321	10	7	10	10	13	
30年度平均	24,400	49,363	828	1,082	21.92	33.93	759	988	685	896	40	69	207	212	772	972	89.83	0	18	20	1	2,482	3,156	11	7	10	9	11	
4月	24,796	49,465	823	1,069	21.61	33.19	754	981	679	887	43	70	205	208	768	964	90.18	0	15	17	0	2,464	3,127	4	11	15	5	5	
5月	24,850	49,534	819	1,063	21.46	32.96	750	974	673	879	42	69	203	206	768	965	90.78	0	15	17	1	2,452	3,111	14	1	1	1	8	8
6月	24,916	49,603	823	1,067	21.51	33.03	748	967	675	873	40	67	207	211	767	964	90.35	0	16	18	1	2,454	3,101	11	12	14	6	10	
7月	24,976	49,686	828	1,070	21.54	33.15	757	978	684	883	39	65	204	208	767	959	89.63	1	15	17	0	2,467	3,111	13	11	13	5	6	
8月	24,993	49,704	828	1,069	21.51	33.13	751	959	683	877	38	64	206	210	766	953	89.15	0	15	17	5	2,464	3,085	14	5	5	7	7	
9月	24,990	49,712	831	1,078	21.68	33.25	756	979	681	874	41	69	202	205	770	953	88.40	0	15	17	4	2,469	3,101	9	10	20	10	14	
10月	25,043	49,765	825	1,065	21.40	32.94	762	990	677	871	40	67	197	200	766	949	89.11	0	14	16	2	2,458	3,095	5	4	4	11	18	
11月	25,043	49,771	821	1,061	21.32	32.78	751	974	670	873	39	67	201	204	762	941	88.69	0	14	16	2	2,439	3,077	14	7	14	11	11	
12月	25,043	49,801	818	1,060	21.28	32.66	749	973	673	878	42	71	203	205	766	945	89.15	0	14	16	2	2,449	3,090	6	8	14	4	4	
1月	25,049	49,823	817	1,057	21.22	32.62	735	940	670	865	41	72	203	205	760	941	89.03	0	14	16	0	2,423	3,039	11	3	3	7	11	
2月	25,047	49,816	817	1,057	21.22	32.62	750	959	666	855	40	72	199	201	757	945	89.40	0	14	16	1	2,427	3,049	11	7	11	12	16	
3月	24,725	49,019	813	1,054	21.50	32.88	731	942	665	861	39	67	199	201	753	947	89.85	0	18	22	1	2,406	3,041	13	8	12	19	30	
合計	299,471	595,699	9,863	12,770	21.44	32.93	8,994	11,616	8,096	10,476	484	820	2,429	2,464	9,170	11,426	89.48	1	179	205	19	29,372	37,027	125	87	126	105	140	
県費 (併報)	-	-	96	96	-	-	60	60	24	24	0	0	12	12	96	96	100.00	0	0	0	0	0	192	192	-	-	-	-	-
平均	24,956	49,642	822	1,064	21.43	32.94	750	968	675	873	40	68	202	205	764	952	89.47	0	15	17	2	2,448	3,083	10	7	11	9	12	

( 5 ) 月 別 相 談 件 数

令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接・相談 件数	15	21	24	17	18	14	13	23	12	20	15	17	209
申請書交付 件数	9	15	16	15	16	11	10	18	10	15	11	13	159
受 件 理 数	5	14	11	15	14	9	6	14	6	11	11	13	129
未 受 件 理 数	4	1	5	0	2	2	4	4	4	4	0	0	30
相 談 の み 数	6	6	8	2	2	3	3	5	2	5	4	4	50

( 6 ) 生 活 保 護 相 談 状 況 の 年 度 別 推 移

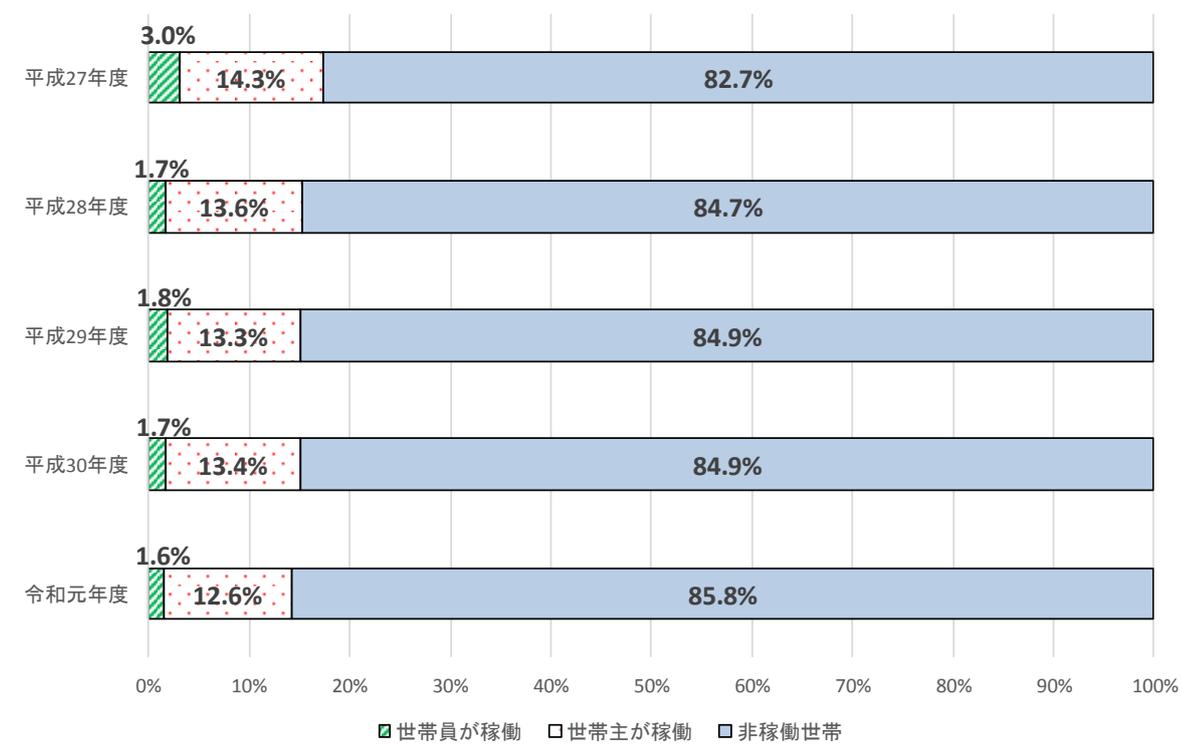
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
面接・相談 件数	494	435	424	344	334	298	297	211	222	209
申請書交付 件数	261	242	245	200	224	195	211	155	172	159
受 件 理 数	203	195	190	145	178	163	168	126	132	129
未 受 件 理 数	58	47	55	55	46	32	43	29	40	30
相 談 の み 数	233	193	179	144	110	103	86	56	50	50

(7) 労働力類型別被保護世帯の推移 (停止中を除く)

(各年度3月末)

年 度	総 数	稼 働 世 帯						非稼働世帯
		世 帯 主 が 働 っ て い る 世 帯					世帯員が働 いている	
		常 用	日 雇	内 職	その他	計		
平成27年度	855	81	23	5	13	122	26	707
	構成比	9.5%	2.7%	0.6%	1.5%	14.3%	3.0%	82.7%
平成28年度	863	78	22	5	12	117	15	731
	構成比	9.0%	2.5%	0.6%	1.4%	13.6%	1.7%	84.7%
平成29年度	834	74	23	4	10	111	15	708
	構成比	8.9%	2.8%	0.5%	1.2%	13.3%	1.8%	84.9%
平成30年度	813	75	20	4	10	109	14	690
	構成比	9.2%	2.5%	0.5%	1.2%	13.4%	1.7%	84.9%
令和元年度	810	68	18	4	12	102	13	695
	構成比	8.4%	2.2%	0.5%	1.5%	12.6%	1.6%	85.8%

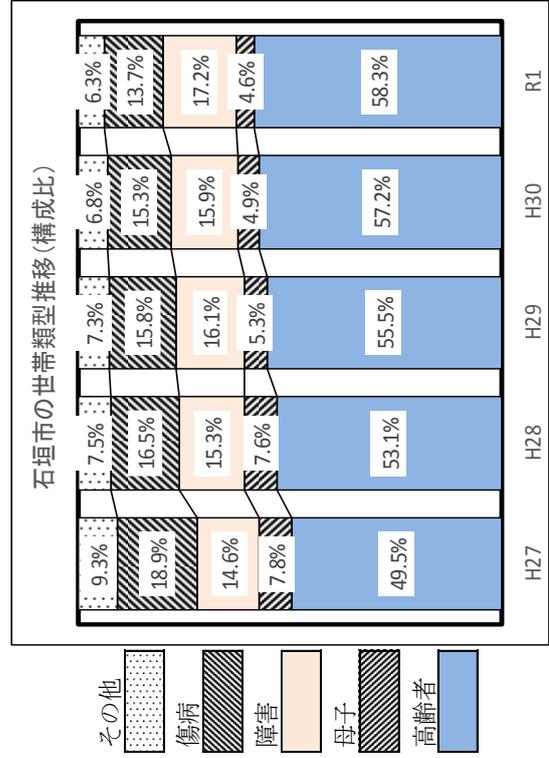
労働力類型別世帯構成の推移



(8) 世帯類型世帯状況（石垣市・沖縄県）（停止世帯を除く）

(R2.3月)

	石			垣			市			沖			縄			県					
	高齢者	母子	障害	傷病	その他	高齢者	母子	障害	傷病	その他	高齢者	母子	障害	傷病	その他	高齢者	母子	障害	傷病	その他	
平成27年度	421	66	124	161	79	12,846	1,372	4,995	3,791	3,458											
構成比	49.5%	7.8%	14.6%	18.9%	9.3%	48.5%	5.2%	18.9%	14.3%	13.1%											
平成28年度	458	66	132	142	65	14,192	1,384	5,137	3,811	3,287											
構成比	53.1%	7.6%	15.3%	16.5%	7.5%	51.0%	5.0%	18.5%	13.7%	11.8%											
平成29年度	463	44	134	132	61	15,104	1,271	5,174	3,564	3,260											
構成比	55.5%	5.3%	16.1%	15.8%	7.3%	53.2%	4.5%	18.2%	12.6%	11.5%											
平成30年度	465	40	129	124	55	15,840	1,306	5,160	3,574	3,185											
構成比	57.2%	4.9%	15.9%	15.3%	6.8%	54.5%	4.5%	17.8%	12.3%	10.4%											
令和元年度	472	37	139	111	51	16,601	1,253	5,212	3,621	3,089											
構成比	58.3%	4.6%	17.2%	13.7%	6.3%	55.8%	4.2%	17.5%	12.2%	10.4%											



(9) 医療扶助の状況 (年間延べ件数)

(各年度年計)

年度	医療扶助の状況				医療券の発行状況						要否意見書				
	総数		入院	入院外	医療扶助率 (%)	総数	入院		入院外		歯科		計		
	世帯	人員	人員	人員			実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比		実数	前年比
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	
27年度	10,297	13,725	1,655	12,070	93.97	18,571	98.3	1,125	99.2	15,483	98.1	1,963	99.0	3,659	88.5
28年度	9,975	13,474	1,299	12,175	93.69	18,338	98.7	1,089	96.8	15,321	99.0	1,928	98.2	4,714	128.8
29年度	9,552	12,303	1,208	11,095	89.22	16,971	92.5	1,139	104.6	14,068	91.8	1,764	91.5	4,286	90.9
30年度	9,261	13,008	1,137	11,871	89.83	16,275	95.9	1,117	98.1	13,541	96.3	1,617	91.7	4,953	115.6
元年度	9,170	11,426	1,425	10,001	89.47	15,867	97.5	1,162	104.0	12,877	95.1	1,828	113.0	4,839	97.7

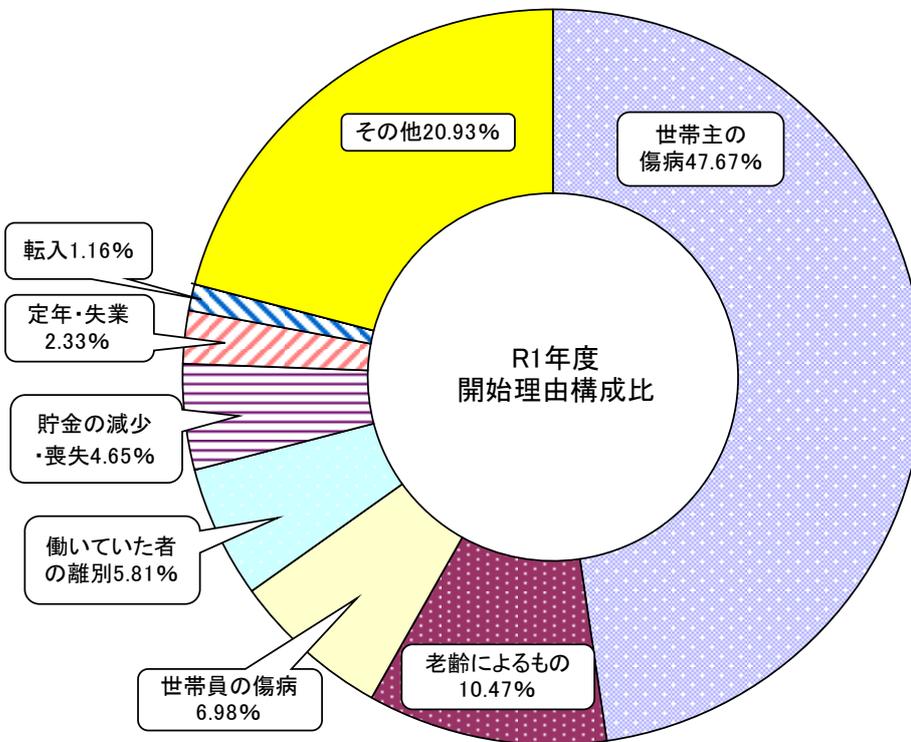
(10) 施設・居宅別介護扶助人員の状況 (年間延べ件数)

年度	世帯	人員	施設					居宅人員	介護扶助率 (对被保護人員) (年平均) %
			介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設		地域密着型介護老人施設		
					医療施設	療養施設			
27年度	2,393	2,491	123	167	0	0	290	17.14	
28年度	2,387	2,570	122	130	0	0	252	18.00	
29年度	2,412	2,460	129	125	0	0	254	18.33	
30年度	2,486	2,543	124	147	0	0	271	25.58	
元年度	2,429	2,464	193	138	0	0	331	24.98	

(11) 生活保護の開始理由別世帯数

(世帯数：年計)

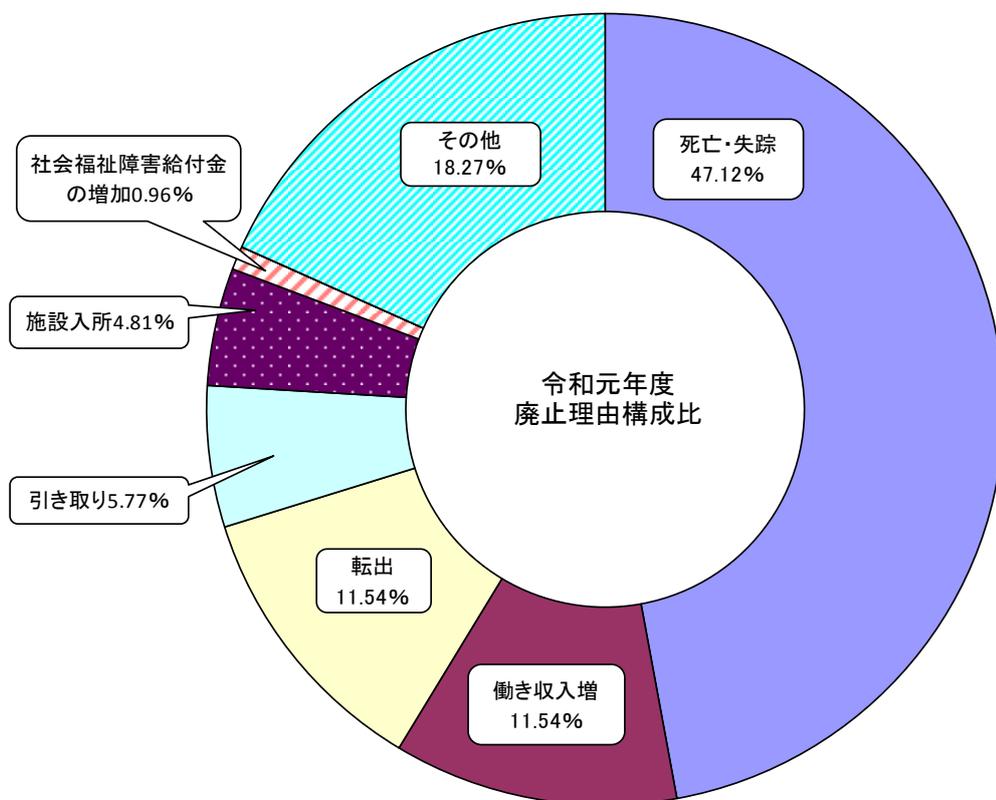
年 度	開 始											計
	傷病によるもの		傷 病 に よ ら な い も の								そ の 他	
	世 帯 主	世 帯 員	働 い て い た 者 の 死 亡	働 い て い た 者 の 離 別	定 年 ・ 失 業	老 齢 に よ る も の	事 業 不 振 ・ 倒 産	減 少 ・ 喪 失	社 会 保 障 給 付 金 の	貯 金 等 の 減 少 ・ 喪 失		
27	33	1	0	5	4	15	2	2	38	3	22	125
28	46	1	0	2	2	2	1	0	31	5	21	111
29	38	0	0	2	6	8	0	1	10	2	21	88
30	33	3	0	4	0	14	1	0	14	3	11	83
元	41	6	0	5	2	9	0	0	4	1	18	86



(12) 生活保護廃止理由別世帯数

(世帯数：年計)

年 度	廃止理由												計
	傷病の治癒		働きによる収入の増加	働き手の転入	死亡・失踪	社会保障給付金の増加	仕送り等働きによらない収入の増加	親類・縁者等の引き取り	施設入所	医療費の他法負担	転出	その他	
	世帯主	世帯員											
27	2	0	20	1	47	3	0	7	5	0	14	39	138
28	1	0	14	0	35	2	0	6	2	1	10	29	100
29	0	0	10	0	47	3	0	13	5	0	13	24	115
30	0	0	15	0	47	1	0	6	3	0	11	20	103
元	0	0	12	0	49	1	0	6	5	0	12	19	104



### 3. 生活保護費扶助別支給状況

#### (1) 年度別生活保護費の支給状況

(各年度末現在)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生 活	延人員 (人)	13,218	13,063	12,500	11,853	11,616
	金 額 (円)	578,977,467	586,551,362	551,627,192	512,559,863	496,092,923
	比 率 (%)	30.76	31.70	29.94	29.40	28.12
住 宅	延人員 (人)	12,303	12,087	11,546	10,752	10,476
	金 額 (円)	249,788,584	254,875,014	246,906,045	235,162,746	231,217,986
	比 率 (%)	13.27	13.77	13.40	13.49	13.11
教 育	延人員 (人)	1,157	1,113	855	825	820
	金 額 (円)	13,190,412	12,696,769	9,945,180	8,406,960	7,629,184
	比 率 (%)	0.70	0.69	0.54	0.48	0.43
介 護	延人員 (人)	2,388	2,481	2,506	2,542	2,464
	金 額 (円)	65,786,595	70,711,118	74,225,033	61,708,164	56,299,167
	比 率 (%)	3.50	3.82	4.03	3.54	3.19
医 療	延人員 (人)	13,725	13,474	12,303	11,668	11,426
	金 額 (円)	963,280,604	915,351,540	949,499,436	917,244,864	964,614,425
	比 率 (%)	51.18	49.47	51.54	52.62	54.69
出 産	延人員 (人)	2	2	2	0	1
	金 額 (円)	117,777	246,970	339,391	0	29,055
	比 率 (%)	0.01	0.01	0.02	0.00	0.00
生 業	延人員 (人)	418	377	302	234	205
	金 額 (円)	5,315,631	5,534,922	3,986,028	2,480,822	1,944,930
	比 率 (%)	0.28	0.30	0.22	0.14	0.11
葬 祭	延人員 (人)	22	10	18	14	19
	金 額 (円)	3,064,323	1,436,480	2,678,685	2,035,490	3,102,773
	比 率 (%)	0.16	0.08	0.15	0.12	0.18
施設 事務費	延人員 (人)	12	12	12	12	12
	金 額 (円)	2,467,100	2,452,700	2,553,770	2,790,940	2,824,520
	比 率 (%)	0.13	0.13	0.14	0.16	0.16
就労自立給付金		38,346	538,251	609,816	739,545	140,004
合 計	延人員 (人)	43,245	42,619	40,044	37,900	37,039
	金 額 (円)	1,882,026,839	1,850,395,126	1,842,370,576	1,743,129,394	1,763,894,967
延被保護世帯数(世帯)		10,284	10,284	10,381	9,941	9,863
延被保護人員数(人)		14,535	14,535	14,272	12,983	12,770

# 障がい者(児)福祉

[ 担当 ]

障がい福祉課

電話 82-9947

FAX 82-1580

# 1. 障害者総合支援法について

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」(平成17年法律第123号)は、平成25年4月1日より、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(障害者総合支援法)」になりました。

障がいを取り巻く環境の変化や障がい者にかかわる諸施策の問題点及び課題点等をふまえ、障がいのある人々に対する地域生活を積極的に支援していくものとしています。

第1条では「この法律は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」としています。

また、第2条、第3条では、国、地方公共団体および国民ともに、その理念の実現のための責務を定め、総じて援助等を実施するとしています。

さらに、第4条では、この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいいます。同条第2項では、「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいいます。

## 2. 身体障がい者福祉

身体障害者福祉法は、第1条で「障害者総合支援法(平成17年法律第123号)と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害

者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図る」ことを目的として定めています。そして第2条、第3条では、すべての身体障がい者は、自ら進んでその障がいを克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めることを前提として、国、地方公共団体および国民ともに、その理念が実現されるように配慮して、身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（更生援護）を総合的に実施及び協力する責務を負うと規定しています。

### (1) 身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法において、身体障がい者とは「別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの」と定義されています。法に定められた福祉サービスを受けるためには、身体障害者手帳を所持していなければなりません。この手帳は、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語、肢体、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓）、免疫機能障害などの一定程度以上の永続する障害を有する者に限り、法に定める身体障がい者であることの証票として交付されます。この手帳の交付を受けるには、福祉事務所（障がい福祉課）を經由して県知事に申請することになります。

### ① 身体障害者手帳所持状況（令和2年3月末）

単位：人

障がい		等級						小計	合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
視覚障がい	児	1	0	0	0	0	0	1	113
	者	37	38	10	5	15	7	112	
聴覚・言語障がい	児	0	2	1	0	0	1	4	349
	者	3	59	44	97	0	142	345	
肢体不自由	児	15	3	0	1	2	0	21	853
	者	123	260	189	153	68	39	832	
内部障がい	児	3	0	0	1			4	654
	者	321	4	156	169			650	
合計	児	19	5	1	2	2	1	30	1969
	者	484	361	399	424	83	188	1939	
計		503	366	400	426	85	189	1969	

※ 2つ以上の障がい重複する者については、主たる障がいを計上。

② 身体障害者手帳障がい別交付状況（各年度末）

単位：人

障がい	年度		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障がい	3	7	5
聴覚・言語障がい	11	12	20
肢体不自由	44	44	40
内部障がい	59	41	43
年度件数	117	104	108

※ 新規交付のみを計上。

### 3. 知的障がい者福祉

知的障害者福祉法は、第1条で「障害者総合支援法（平成17年法律第123号）と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって知的障害者の福祉の増進を図る」ことを目的として定めています。そして第1条の2、第2条では、すべての知的障がい者は、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めることを前提として、国、地方公共団体および国民ともに、その理念が実現されるように配慮して、知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（更生援護）の実施及び協力する責務を負うと規定しています。

知的障がい者とは「先天性または出産時ないし出産後早期に、脳髄になんらかの障がいをうけているため、知能が未発達の状態にとどまり、そのため、知能活動が遅れて、学習・社会生活への適応が著しく困難な状態をいう」（文部科学省）とされていますが、その原因については、まだ全部を解明するまでには至っていないようです。

#### （1）療育手帳の交付

知的障がい者（児）に対し、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の福祉サービスを利用するため、療育手帳を交付し知的障がい者（児）の福祉の増進に資することを目的としています。

この手帳の交付により、心身障害者扶養共済への加入、国税・地方税等の様々な控除及び減免等の福祉サービスを受けることができます。

## ①療育手帳所持状況（令和2年3月末）

単位：人

	最重度 (A1)	重度 (A2)	中度 (B1)	軽度 (B2)	小 計
18歳未満	5	12	25	79	121
18歳以上	34	70	135	171	410
合 計	49	82	160	251	531

## ②療育手帳年度別交付状況（各年度末）

単位：人

年齢	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18歳未満		12	23	25
18歳以上		7	12	8
	年度件数	19	35	33

## 4. 精神障がい者福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、第1条で「精神障害者の医療及び保護を行い、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）と相まって、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図る」ことを目的として定めています。そして第2条、第3条では、国及び地方公共団体、国民の義務として、その理念が実現されるよう精神障がい者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施すること。国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障がい者に対する理解を深め、その自立に対し協力するよう努めなければならないと定めています。さらに、第4条では、精神障がい者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮として、国、地方公共団体、医療施設の設置者及び社会適応訓練事業を行う者に対し、地域に即した創意と工夫を行い、地域住民等の理解と協力を得るよう、また、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないとしています。

### （1）精神障害者保健福祉手帳の交付

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において、精神障がい者とは「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」と定義されています。精神障がい者（知的障がい者を除く。）は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現所在地）の福祉事務所（障がい福祉課）を経由して、都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することになります。この手帳の交付により、福祉サービス、税制上の優遇などの支援を受けることができます。

精神障害者保健福祉手帳（各年度末）

単位：人

手帳所持者数	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	337	351	376

## 5. 自立支援給付等の各種サービス（障害者総合支援法）

### （1）訪問系サービス

#### ① 居宅介護

障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを供与します。（対象：身体・知的・精神・障がい児）

#### ○令和元年度利用状況（令和2年3月末）

単位：人

利用者数	身体介護	家事援助	通院介助		重度訪問介護
			（身体あり）	（身体なし）	
身体障がい	31	41	33	0	6
知的障がい	6	18	3	2	0
精神障がい	10	37	6	3	0
障がい児	3	0	8	0	0
難病患者等	0	0	0	0	0
合計	50	96	50	5	6

#### ② 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を供与します。（対象：知的・精神）

#### ○令和元年度利用状況（令和2年3月末）

利用者数(18歳以上)	1人
(18歳未満)	4人

#### ③ 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

障害児につき、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を供与します。（対象：障がい児）

○令和元年度利用状況（令和2年3月末）

利用者数	児童発達支援	50人
	放課後等デイサービス	123人
	保育所等訪問支援	1人

④ 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等を、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を供与します。（対象：身体・知的・精神・障がい児）

○令和元年度利用状況（令和2年3月末）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児	合計
利用者数	21人	30人	5人	2人	58人

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うと共に創作的活動又は生活活動の機会を提供します。（対象：身体・知的・精神）

○令和元年度利用状況（令和2年3月末）

利用者数	122人
------	------

② 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話の供与を行います。（対象：気管切開を伴う人工呼吸器使用者で区分6、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で区分5以上）

○令和元年度利用状況（令和2年3月末）

利用者数	9人
------	----

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者が、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を受けることができます。（対象：身体・知的・精神）

○令和元年度利用状況（令和2年3月末）

利用者数	23人
------	-----

(4) 施設入所支援

≪障害者支援施設への入所≫

施設に入所する人に、夜間や休日の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（対象：身体・知的・精神）

○各施設利用状況（各年度末）

単位：人

施設 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
更生施設ソフィア	1	1	1	1	1
沖縄コロニーセンター	2	1	1	1	1
青風苑	1	2	0	0	0
松原園	1	1	1	1	0
ソフィア	3	3	3	3	3
太希おきなわ	3	2	1	1	1
都屋の里	1	1	1	1	1
仁愛療護園	1	1	1	1	1
青葉園	1	1	1	1	1
おもと学園	59	57	26	25	25
ハーモニー	45	45	45	44	45
あけぼの学園	3	3	3	3	3
安住の郷	1	1	1	1	1
福岡県障がい者リハビリテーションセンター	0	0	1	1	0
つきしろ学園	1	1	1	1	1
緑の里	0	0	0	1	1
鶺鴒の叢	1	1	1	1	1
愛泉園	1	1	1	1	1
計	125	122	88	87	87

○就労系事業所 令和元年度利用状況（令和2年3月末）

単位：人

就労移行支援

ゆにばツリー	8
よもぎ	0
計	8

就労継続支援B型

大浜工房	50
八重山育成園	32
いこいの家	18
まーる	8
むりぶし	13
ガラスジョブセンター	1
ラビット	8
かわせみ	1
あるまねっと	13
琉サポ南's	1
しあわせさまさま	18
もくれん	20
楽歩ワーキングクラブ	14
大丈夫	8
希望が丘	1
計	206

就労継続支援A型

ゆにばいしがき	9
オハナ 石垣	18
夢工房 石垣	15
夢工房 宮古	1
アグリドリーム	12
ジョブアシスタンス	15
結の里	12
計	72

(5) 自立支援医療

障がい者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療をいいます。

① 更生医療

身体障害者福祉法第四条に規定する身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障がい者に対し行われるその更生のために必要な医療をいいます。

その給付内容は、診察、薬剤や治療材料の支給、手術や医学的処置、病院や診療所への入院、看護、移送などがあります。

## ○更生医療の給付状況（各年度末）

単位：人

年 度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
内部障がい	じん臓	111	120	128	111	136
	心 臓	51	59	50	14	16
	肝臓	2	2	2	3	3
肢体不自由		0	2	1	1	0
聴覚、平衡機能障がい		0	0	0	0	0
視覚障がい		0	0	0	0	0
計		164	183	184	129	155

## ① 育成医療

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条第1項の規定により、身体に障害のある児童に対し指定医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の給付を行います。

## ○育成医療の給付状況（各年度末）

単位：人

年 度		平成 30 年度	令和元年度
内部障がい	じん臓	0	0
	心 臓	3	1
	その他	17	4
肢体不自由		4	5
音声・言語・そしゃく		5	6
聴覚、平衡機能障がい		0	2
視覚障がい		1	1
計		30	19

## ②精神通院医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、病院又は診療所に入院しないで行われる医療をいいます。現在、病状が改善していても、その状態を維持し、かつ再発を予防するための医療も含まれます。

### ○精神通院医療費受給者数（各年度末）

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受給者数	843	836	829

## (6) 補装具

「補装具」とは、障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等があります。

### ○補装具の交付・修理の状況（各年度末）

単位：件

名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
義 手	2	2	0	0	0
義 足	4	4	2	0	7
装 具	31	30	23	25	26
座位保持装置	8	3	3	5	12
盲人安全つえ	2	0	3	2	3
矯 正 眼 鏡	0	0	2	1	2
遮 光 眼 鏡	2	2	3	2	3
補 聴 器	87	69	54	38	35
車 い す	40	29	30	20	34
電 動 車 い す	11	12	13	16	17
座位保持いす	0	0	1	0	0
起立保持具	0	0	0	0	0
歩 行 器	0	3	3	1	2
頭 部 保 持 具	0	0	0	0	0
排 便 補 助 具	0	0	0	0	0
歩行補助つえ	2	4	0	0	3
重度障害者意思 伝 達 装 置	1	1	1	0	3
年 度 件 数	191	157	138	111	147

## (7) 相談支援

### ① 計画相談支援

障がい者の依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及びその家族の生活に対する意向その他の事情を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの種類、内容、これを担当する者及び留意事項等を定めた計画で、サービス利用計画とも呼ばれています。

### ② 地域移行支援

福祉施設や、精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、訪問相談、希望するサービスの体験利用、グループホーム等の体験外泊、住居確保支援、関係機関調整等地域における受入体制を整備するためのサービスです。

### ③ 地域定着支援

居宅において、単身である障がい者、同居している家族による支援を受けられない障がい者及び地域生活が不安定な障がい者に常時の連絡体制を確保し、24時間体制の見守り支援や緊急時の訪問等その他を提供するサービスです。

### ④ 障害児相談支援

障がい児におけるサービス利用計画のことで、障害児通所支援を利用する障がい児に居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成するものです。

## 6. 地域生活支援事業（障害者総合支援法）

地域生活支援事業（実施主体は市）は、障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障がい者等の移動を支援する事業、障がい者等が通い創作的活動等の機会の提供を行う事業（必須事業）、その他事業として地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うこととしています。

### (1) 相談支援事業

障がいのある市民、介助者などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある市民が自立した地域での生活ができるよう支援します。

《サービス事業》

① 相談支援

- 相談支援事業
- 相談支援機能強化事業

(2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とした支援を行います。

○令和元年度利用状況（令和2年3月末）

手話通訳者等派遣件数	323 件（延派遣件数）
手話通訳士登録人数	9 人
手話通訳者登録人数	7 人
手話奉仕員登録人数	46 人

(3) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として支援を行います。

○日常生活用具給付・貸与状況（各年度末）

単位：件

種 目		平成 30 年度	令和元年度
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	0	0
	特殊マット	2	0
	特殊尿器	0	0
	入浴担架	0	0
	体位変換器	0	0
	移動用リフト	0	0
	訓練いす（児のみ）	0	0
	訓練用ベッド（児のみ）	0	0
自立生活 支援用具	入浴補助用具	2	2
	便器	0	0
	T 字状・棒状のつえ	0	1
	移動・移乗支援用具	0	0

	頭部保護帽	2	4
	特殊便器	0	0
	火災警報器	0	0
	自動消火器	0	0
	電磁調理器	0	0
	歩行時間延長信号機用小型送信機	0	0
	聴覚障害者用屋内信号装置	2	1
在宅療養 等支援 用具	透析液加温器	0	0
	ネブライザー（吸入器）	0	0
	電気式たん吸引器	1	4
	酸素ボンベ運搬車	0	0
	盲人用体温計（音声式）	1	1
	盲人用体重計	3	0
	パルスオキシメーター	0	0
情報・意 思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	1	0
	情報・通信支援用具	3	3
	点字ディスプレイ	0	0
	点字器	0	0
	点字タイプライター	0	0
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	1	0
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	1	0
	視覚障害者用拡大読書器	2	0
	盲人用時計	5	3
	聴覚障害者用通信装置	0	0
	聴覚障害者用情報受信装置	0	0
	人工喉頭	1	1
	福祉電話（貸与）	12	12
排泄管理 支援用具	ストーマ装具紙おむつ等	676	720
	収尿器	0	0
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	1	0
合 計		716	751

#### （4）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とした支援を行います。

○令和元年度利用状況（令和2年3月末）

単位：延べ人

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児	計
利用者数	307	141	75	8	531

(5) 地域活動支援センター事業

本事業は、障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とした支援を行います。

① 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。

② 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施すること。

③ 地域活動支援センターⅢ型

ア. 地域の障がい者等の支援のため、障がい者団体等が実施する通所による援護事業（以下「小規模作業所」という。）の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていること。

イ. このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施すること。

(6) その他の事業

① 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

《更生訓練費給付事業》

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生施設に入所している者に対し更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

○令和元年度更生訓練費給付状況

給付者数	0人（延給付者数）
------	-----------

## ② 知的障害者職親委託制度

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能修得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場への定着化を高めようとする制度として実施しています。

## ③ 生活支援事業

障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質の向上を図り、社会復帰の促進を図ります。

### ○令和元年度実施事業

- ア. 本人活動支援事業
- イ. 福祉機器リサイクル事業

## ④ 日中一時支援事業

日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として支援を行います。

### ○令和元年度日中一時支援利用状況（実人数）

利用者数（18歳以上）	163 人
（18歳未満）	8 人

### ○令和元年度医療型日中一時支援利用状況（実人数）

利用者数（18歳未満）	24 人
-------------	------

## ⑤ 社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者の社会参加を促進することを目的として支援を行います。

### ○令和元年度実施事業

- ア. スポーツ・レクレーション教室開催等事業
- イ. 芸術・文化講座開催等事業
- ウ. 点字・声の広報等発行事業
- エ. 奉仕員養成研修事業（手話奉仕員・要約筆記ボランティア）

## 7. その他障がい者福祉事業

### (1) 重度心身障害者（児）医療費助成事業

身体障害者手帳（1級又は2級）及び療育手帳（A1又はA2）を所持する者に対し、保健の増進と福祉の向上に資するため、医療保険各法及び老人保健法の規定により、保険給付を受ける者が負担する額（一部負担金）、入院時食事療養費の1/2を助成します。但し、高額療養費及び附加給付を控除した額になります。

#### ○重度心身障害者（児）医療費助成状況（各年度末）

単位：人／円

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給資格者数	775	872	929	944	924
助 成 費	71,544,697	76,940,458	80,233,916	71,464,083	73,833,952

### (2) 特別障害者手当等の給付事業

この事業は、精神又は身体の重度の障がいにより、日常生活において常時介護を必要とする状態にある最重度の障がい者に対して支給される手当です。年齢が20歳以上の者に対しては「特別障害者手当」、20歳未満に対しては「障害児福祉手当」、昭和61年3月31日において20歳以上であり特別障害者手当または障害基礎年金を受給していない者には「福祉手当」として支給しています。なお、「福祉手当」については、制度が廃止され新規での対象者はありません。

#### ○特別障害者手当等受給者の状況（各年度末）

単位：人

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別障害者手当	84	75	78	82	91
障害児福祉手当	35	39	37	40	43
福 祉 手 当	1	0	0	0	0
計	120	114	115	122	134

### (3) 心身障害者（児）扶養共済事業

この制度は、俗に「親亡き後の保障」と言われるもので、心身障がい者の生活を終身にわたって安定させ、保護者が抱えている親亡き後の不安を軽くすることを目的としています。加入者（保護者）が死亡又は、身体が不自由になったとき、心身障がい者に対して、月額一定の額が支給されます。

#### ○令和元年度共済制度加入状況

	男	女	計
障がい者（児）共済加入者数	5人	5人	10人

(4) 小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業

この制度は、小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としています。

○小児慢性特定疾患日常生活用具給付状況(各年度末)

単位：件

種 目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
便器	便器	0	0	0
	手すり	0	0	0
特殊マット		0	0	0
特殊便器		0	0	0
特殊寝台		0	0	0
歩行支援用具		0	0	0
入浴補助用具		0	0	0
特殊尿器		0	0	0
体位変換器		0	0	0
車いす(電動以外の場合)		0	0	0
頭部保護帽		0	0	0
電気式たん吸引器		0	0	0
クールベスト		0	0	0
紫外線カットクリーム		0	0	0
ネブライザー(吸入器)		0	0	0
パルスオキシメーター		0	0	0
合 計		0	0	0

(5) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

この制度は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児(18歳未満)に対して、補聴器の装用により、言語の習得、コミュニケーション能力の向上及び教育等における健全な発達を支援することを目的に、補聴器購入費等の一部を助成する事業です。

○交付・修理の状況(各年度末)

単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決定件数	2	3	3

## 8. 石垣市内の障がい者・児福祉に係る指定事業所

### 《指定居宅介護事業所（ホームヘルプサービス）》

事業所名	住 所	電話番号	備 考
① 石垣訪問介護センター	平得 7-33	84-3535	
② ケアサービス さにしゃ	平得 117-16	83-2326	
③ ゆいケアサービス	登野城 74-4	84-3939	
④ ケアセンター むつみ	大川 541-1	84-1725	
⑤ ケアサービスセンター てふてふ	平得 376-6 1F	83-7555	
⑥ なごみの里ホームヘルプセンター	宮良 1131-2	86-8316	
⑦ pai いしがき	大浜 56-1 102	87-0758	
⑧ 指定居宅介護事業所 若夏の家	大川 581	83-9639	
⑨ ヘルパーステーション 大浜1番地	大浜 2-3	87-0531	

### 《児童発達支援・放課後等デイサービス事業》

① 石垣市障がい児通所支援事業所 ひまわり	登野城 1357-1	82-7111	
② 指定障害福祉サービス ちゅらハウス	登野城 891-1	88-7279	
③ ちゅらハウス 2号館	登野城 790-3	82-7288	
④ ちゅらハウス 3号館	新川 442-4	87-0622	
⑤ ファーストハンド	石垣 360	87-6320	
⑥ ファーストハンドHi!	登野城 1015-2	87-5390	
⑦ ウィズトークス	登野城 732-1	87-5545	
⑧ ぴっころ	新川 23 201	88-5817	
⑨ 寺子屋	宮良 1025-6	87-5814	
⑩ こたんと	登野城 91 1F	87-9528	

### 《保育所等訪問支援》

① ウィズトークス	登野城 732-1	87-5545	
-----------	-----------	---------	--

### 《生活介護事業》

① 障がい者支援施設 ハーモニー	大浜 1349-79	82-0202	
② 多機能型事業所 八重山育成園	大川 581	82-2090	
③ 指定障害者支援施設 おもと学園	大川 581	82-5035	
④ デイサービス りりの家	平得 221-3	87-0900	

《施設入所支援》

① 障がい者支援施設 ハーモニー	大浜 1349-79	82-0202	
② 指定障害者支援施設 おもと学園	大川 581	82-5035	

《短期入所（ショートステイ）》

① 指定短期入所事業 ハーモニー	大浜 1349-79	82-0202	
② 短期入所事業 おもと学園	大川 581	82-5035	
③ グループホーム ふだずめー	平得 743-1	87-9075	

《自立訓練（生活訓練）施設》

① 楽歩トレーニングクラブ	登野城 630-3	87-0772	
② ライフサポートセンター心(くる)のWA	大浜 1349-132	87-9133	

《共同生活援助》

① NPO 法人ちゅらネット ちゅらハウス	美崎町 16-8	88-7512	
② 共同生活援助事業所若夏 きらっとハウスⅡ	大川 451-1	83-7075	女性のみ対象
③ 株式会社 ゆにばいしがき ゆにば荘	真栄里 50-2	83-0345	女性のみ対象
④ 株式会社 ゆにばいしがき コーポうりずん	真栄里 409-1	83-0345	
⑤ ドキンちゃんハウス	大川 20-8 1F	83-0345	
⑥ みるくのいえ	宮良 22-26	83-0345	
⑦ グループホーム ゆんたく家	真栄里 204-265	83-5800	男性のみ対象
⑧ グループホーム ふだずめー	平得 743-1	87-9075	

《就労移行支援》

① ゆにばツリー	宮良 1235-2	82-1080	
----------	-----------	---------	--

《就労継続支援 A 型》

① ゆにば いしがき	宮良 1234-3	82-1080	
② オハナ石垣	八島町 1-7-5	88-6942	
③ 夢工房石垣	新栄町 50-13 1-東	87-0696	
④ アグリドリーム	大浜 1733-4	090-3797-3337	
⑤ ジョブアシスタンス	真栄里 324-11	87-0973	
⑥ 結の里	名蔵 402-76	82-8020	

《就労継続支援 B 型》

① 大浜工房	石垣 463-3	83-5371	
② 多機能型事業所 八重山育成園	大川 581	82-2090	
③ 就労継続支援事業所 いこいの家	大川 1243-1	84-1636	
④ 就労継続支援事業所 まーる	大川 387 1F	84-1341	
⑤ サポートセンター むりぶし	真栄里 218-3	87-5275	
⑥ 就労継続支援事業所 (B型) ラビット	登野城 617-2	88-1880	
⑦ あるまねっと	大川 20-7	87-0567	
⑧ 就労継続支援 B 型事業所 もくれん	新川 116-3 1F	82-9838	
⑨ 楽歩 ワーキングクラブ	登野城 630-3	87-0772	
⑩ しあわせさまさま	大浜 10-1	87-6247	
⑪ 就労支援事業所 大丈夫	登野城 71-5	87-0124	

《指定一般相談支援事業所》

① 指定相談支援事業所 むゆる館	登野城 927-30	83-9226	
② 指定相談支援事業所 らぼーる ウイズ若夏	大川 528-1 103	83-5156	

《指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所》

① 相談支援センター ハーモニー	大浜 1349-79	82-0202	児童除く
② 指定相談支援事業所 むゆる館	登野城 927-30	83-9226	
③ 相談支援事業所 やふあてい	登野城 630-3	88-5011	
④ 指定相談支援事業所 らぼーる ウイズ若夏	大川 528-1 103	83-5156	
⑤ ゆにば いしがき	石垣 154 マンション花水木 1F	83-0345	
⑥ ゆいケアサービス 相談支援事業所	登野城 74-4	84-3939	
⑦ そうだんの窓口	新栄町 50-13 1-東	87-0696	

《地域活動支援センター》

① 地域活動支援センター むゆる館	登野城 927-30	87-5595	
-------------------	------------	---------	--

《障害者就業・生活支援センター》

① 八重山地区障害者就業・生活支援センター どりいむ	石垣 371 1F	87-0761	
----------------------------	-----------	---------	--

《障害者就業・生活支援センター》

① 八重山地区障害者就業・生活支援センター どりいむ	石垣 371 1F	87-0761	
----------------------------	-----------	---------	--

# 高齢者福祉

[ 担当 ]

介護長寿課 がんじゅう係

電話 82-7158

FAX 83-5525

介護長寿課 地域包括支援センター

電話 84-3333

FAX 83-5525

# 1 施策の体系

## 基本方針 1 いつまでも健康で生き生きと暮らせるまち

### 基本施策 1 健康と生きがいがづくりの推進

- 個別施策1-1 健康づくりの推進
- 個別施策1-2 生きがいがづくりの促進
- 個別施策1-3 積極的な社会参加の促進

### 基本施策 2 地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業等)の推進

- 個別施策2-1 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- 個別施策2-2 介護予防マネジメントの充実
- 個別施策2-3 一般介護予防事業の充実

## 基本方針 2 安心して暮らすためのサービス基盤が充実したまち

### 基本施策 1 地域包括支援センター機能の強化

- 個別施策1-1 地域包括支援センターの運営体制
- 個別施策1-2 総合的な相談支援体制の構築

### 基本施策 2 地域ケア体制の充実

- 個別施策2-1 在宅医療・介護連携の推進
- 個別施策2-2 認知症施策の推進
- 個別施策2-3 地域ケア会議の充実
- 個別施策2-4 生活支援体制整備の充実

### 基本施策 3 権利擁護・虐待防止対策

- 個別施策3-1 成年後見制度利用支援の充実
- 個別施策3-2 高齢者の虐待防止対策の推進

### 基本施策 4 居住環境の充実とバリアフリーのまちづくり

- 個別施策4-1 高齢者に配慮した住まいの支援
- 個別施策4-2 人にやさしいまちづくりの推進

### 基本方針3 介護が必要になっても安心して暮らせるまち

#### 基本施策1 持続的な介護保険事業の充実

- 個別施策1-1 保険者機能の強化に向けた取組み
- 個別施策1-2 介護給付適正化の推進
- 個別施策1-3 介護福祉人材の確保と定着支援
- 個別施策1-4 低所得者支援

#### 基本施策2 各種支援事業の充実

- 個別施策2-1 在宅サービスの充実
- 個別施策2-2 家族介護支援

### 基本方針4 共に支え合い安心して暮らせる共生のまち

#### 基本施策1 地域における支え合い活動の推進

- 個別施策1-1 見守り・支え合いのネットワークの推進
- 個別施策1-2 見守り体制の整備

#### 基本施策2 地域活動団体の活性化と人材育成

- 個別施策2-1 地域人材の育成
- 個別施策2-2 地域活動団体等の活性化支援

#### 基本施策3 防犯・防災対策の充実

- 個別施策3-1 防犯対策の充実
- 個別施策3-2 防災対策の充実

## 2 主な高齢者福祉事業

### 1 介護予防普及啓発事業（福寿料理教室）

〈目的〉高齢者の方及びその家族を対象に、高齢者の食生活改善を支援する。

〈対象者〉65歳以上の方または、高齢者の食事作りに興味のある方。

〈内容〉高齢者及びその家族を対象とし、高齢者の食生活において必要な事項と対策に関する教室、食生活改善推進員による講話及び調理実習の開催。

〈実施施設〉

・石垣市健康福祉センター ・公民館。

〈令和元年度実績〉

実施回数：6回 参加人数：98人 実施地区：6地区

### 2 介護予防普及啓発事業（チャレンジプラスアップ教室）

〈目的〉人生100年時代を見据えて、誰もがより長く元気に活躍できるように、多職種が専門性を活かし、介護予防、フレイル対策、認知症予防や生活習慣病などの疾病予防及び重症予防などを一体的に実施し、在宅で自立した生活を送れる高齢者の増加を目指す。

〈対象者〉65歳から74歳の石垣市民で、要支援及び要介護認定を受けていない方または、総合事業対象者でない方。

〈内容〉理学療法士によるフレイル予防のための運動及び専門職によるミニ講話を実施。

〈実施施設〉

結い心センター

〈令和元年度実績〉

実施回数：12回 参加実人数：28人 延べ人数：251人

### 3 地域介護予防活動支援事業（いきいき百歳体操）

〈目的〉高齢者が住みなれた地域で、自立した生活ができるよう住民主体のリハビリテーション等により、要介護状態になっても生きがいと役割を持ちながら生活を送れるようにする。

〈対象者〉65歳以上の市民と支援者（サポーター）

〈内容〉住民が主体となり、市の推奨する運動（いきいき百歳体操）を週1回実施し、継続的に取り組む。

〈実施場所〉

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| ①登野城 高宮宅（あざに会）         | ⑦真栄里公民館（真栄里いきいき百歳体操会） |
| ②新川公民館（新川100歳会）        | ⑧石垣公民館（みやとり会）         |
| ③大浜公民館（カースンヤール会）       | ⑨宮良公民館（さにしゃークラブ）      |
| ④天川公民館（あまかわ茶論会）        | ⑩加乃木喫茶亜細庵（登野城いよまし会午前） |
| ⑤大浜民家（旧小浜商店）（おっかん家水曜会） | ⑪加乃木喫茶亜細庵（登野城いよまし会午後） |
| ⑥大浜民家（旧小浜商店）（おっかん家金曜会） | ⑫白保公民館（いきいき百歳体操白保会）   |

- ⑬伊野田自治公民館（伊野田いきいき会）
- ⑭名蔵公民館（名蔵会）
- ⑮美崎コミュニティセンター（美崎シニアクラブ）
- ⑯平久保公民館（100才体操平久保会）
- ⑰ひだまり昭スタジオ(大川)（ふーがー会）
- ⑱平野公民館（ひらの月桃クラブ）
- ⑲伊原間公民館（伊原間がじゅまる会）
- ⑳川平公民館（川平むりぶし会）
- ㉑平得公民館（ぴさいゆんたくサロン）
- ㉒栄公民館（栄マーペークラブ）
- ㉓県営磯辺団地集会所（イソベ長寿会）
- ㉔明石公民館（明石会）
- ㉕双葉公民館（ふたば常盤会）
- ㉖新栄町自治公民館（新栄町老悠会）
- ㉗富野公民館（富野会）
- ㉘大川公民館（大川（ふーがー）マフタネー会）
- ㉙登野城公民館（登野城ふれあい会）
- ㉚吉原公民館（アララガマ吉原会）

〈令和元年度実績〉

2ヶ所増（30ヶ所）

#### 4 地域リハビリテーション活動支援事業

〈目的〉地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、地域ケア会議のケース、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職の関与を促進する。

〈内容〉住民主体の通いの場への介護予防に関する支援。

地域ケア個別会議において派遣が必要と認めたものについて。

〈実施施設〉

- ・いきいき百歳体操会場
- ・地域ケア個別会議等。

〈令和元年度実績〉

- ・実施地区：いきいき百歳体操会場13地区 参加延べ人数：230人
- ・地域ケア個別会議のケースへの保健師派遣：1回

#### 5 総合相談窓口支援事業

〈目的〉地域に住む高齢者等に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに必要に応じ地域包括支援センターの各業務につなげていく。すべての支援の入り口として相談対応を行う。

〈内容〉総合相談、実態把握及びネットワーク構築。

〈令和元年度実績〉

総合相談窓口支援事業 相談延べ件数：2,257件 実人数：589人

#### 6 高齢者実態把握事業

〈目的〉地域に住む高齢者宅を訪問し面接調査することにより、個別ニーズを把握し適切な支援につなぐ。

〈対象者〉65歳以上の単身世帯

〈内容〉個別ニーズの把握をもとに、地域ニーズを把握し、地域化大の抽出に活用する。

〈実施方法〉 個別訪問での面接により聞き取り。

優先順位として、要介護認定を受けていない後期高齢者の単身世帯

〈令和元年度実績〉

件数：249 件

## 7 相談協力員の育成と活動支援（見守り支え合いネットワーク）

〈目的〉 早期に問題を発見し、必要な支援を迅速かつ効果的に行えるよう相談協力員と各関係機関が連携する。

〈対象者〉 地域の高齢者

〈内容〉 相談協力員は地域包括支援センターと連携し次に掲げる業務を行う。

利用者の状況に応じて、外からの見守り、訪問による声かけ活動、その他必要な支援を行い、見守りをしていく中で異変を感じた場合、地域包括支援センターに報告し対応を検討する。

地域包括支援センターの役割や各種保健福祉サービスの広報や情報提供を行う。

地域のインフォーマル活動に参加協力し、参加者の相談にのる。

〈令和元年度実績〉

協力相談員数：43名

見守り依頼し、活動継続ケース：4件

## 8 認知症施策の推進事業

〈目的〉 地域における認知症に関する広報・啓発活動を行い、地域住民への基本的な知識の普及を図るとともに、認知症に関する知識のあるボランティア等を養成し、地域での支え合いネットワークを構築し充実していく。

〈対象者〉 石垣市民

〈内容〉 認知症予防教室の開催、認知症に関する知識のあるボランティアの養成、認知症SOSネットワークを構築し、定期的に情報交換、課題解決を行う。

認知症に関する相談への対応（電話相談・来所対応・個別訪問）

〈令和元年度実績〉

- ・ 認知症に関する相談対応 相談件数…延べ169件
- ・ 認知症初期集中支援チームの活動…2件 チーム員会議…4回
- ・ 認知症サポーター養成講座7回（参加者数156名（内キッズ67名））
- ・ 認知症SOSネットワーク事業
- ・ 登録者数66名、協力事業所58、検索依頼件数…3件
- ・ 市民への普及啓発事業（映画上映会「ピア まちをつなぐもの」、認知症VR体験）
- ・ 認知症カフェの設置…2ヶ所

## 9 包括的・継続的ケアマネジメント事業

〈目的〉高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員・主治医・地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援専門員に対する支援等を行う。

〈内容〉個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の把握及び地域資源の開発に関すること

〈令和元年度実績〉

- ・地域ケア個別会議（7回）
- ・相談支援（介護支援専門員に対して）

## 10 生活支援体制整備事業

〈目的〉高齢者の多様なニーズに対応するため、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワークを構築し、生活支援の充実を図る。

〈内容〉生活支援コーディネーター1名配置し、地域のニーズと地域資源の把握生活支援サービス等社会資源の開発を行う。

石垣市生活支援サービス協議体の設置

〈令和元年度実績〉

- ・生活支援サービス協議体⇒1回開催
- ・訪問型サービスの実態把握調査の実施
- ・集いの場、関係機関、企業等への訪問
- ・地域資源情報誌の作成
- ・介護予防普及啓発事業にて講話、グループワーク
- ・各会議への参加

## 11 在宅医療・介護連携推進事業

〈目的〉医療及び介護両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所など関係者の連携を推進することを目的とする。

〈対象者〉石垣市民

〈内容〉

- ・地域医療・介護の資源の把握
- ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ・医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・在宅医療・介護連携に関する相談事業
- ・医療・介護関係者の研修

- ・地域住民への普及啓発
- ・在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

〈令和元年度実績〉

- ・在宅医療・介護連携推進協議会⇒2回実施
- ・情報共有部会⇒2回実施
- ・研修企画・普及啓発部会⇒2回実施
- ・多職種連携研修会⇒2回実施
- ・映画上映会⇒1回実施

## 1.2 成年後見制度利用支援事業

〈目的〉判断力の低下した認知症高齢者等の不利益を回避し、権利を擁護するための成年後見制度の利用を支援する。

〈対象者〉身寄りのない方、身寄りがあっても申し立てが困難な方、重度の認知症高齢者、知的及び精神障がい者等

〈内容〉対象者が介護保険や障がい者福祉サービスを利用できるように、成年後見制度に関わる審判請求手続きを行う。

〈令和元年度実績〉

- ・審判請求会議⇒3回
- ・市長申立件数⇒3件
- ・後見人選定数⇒3件

## 1.3 指定介護予防支援事業所業務

〈対象者〉要支援1・2の方、又は総合事業対象者

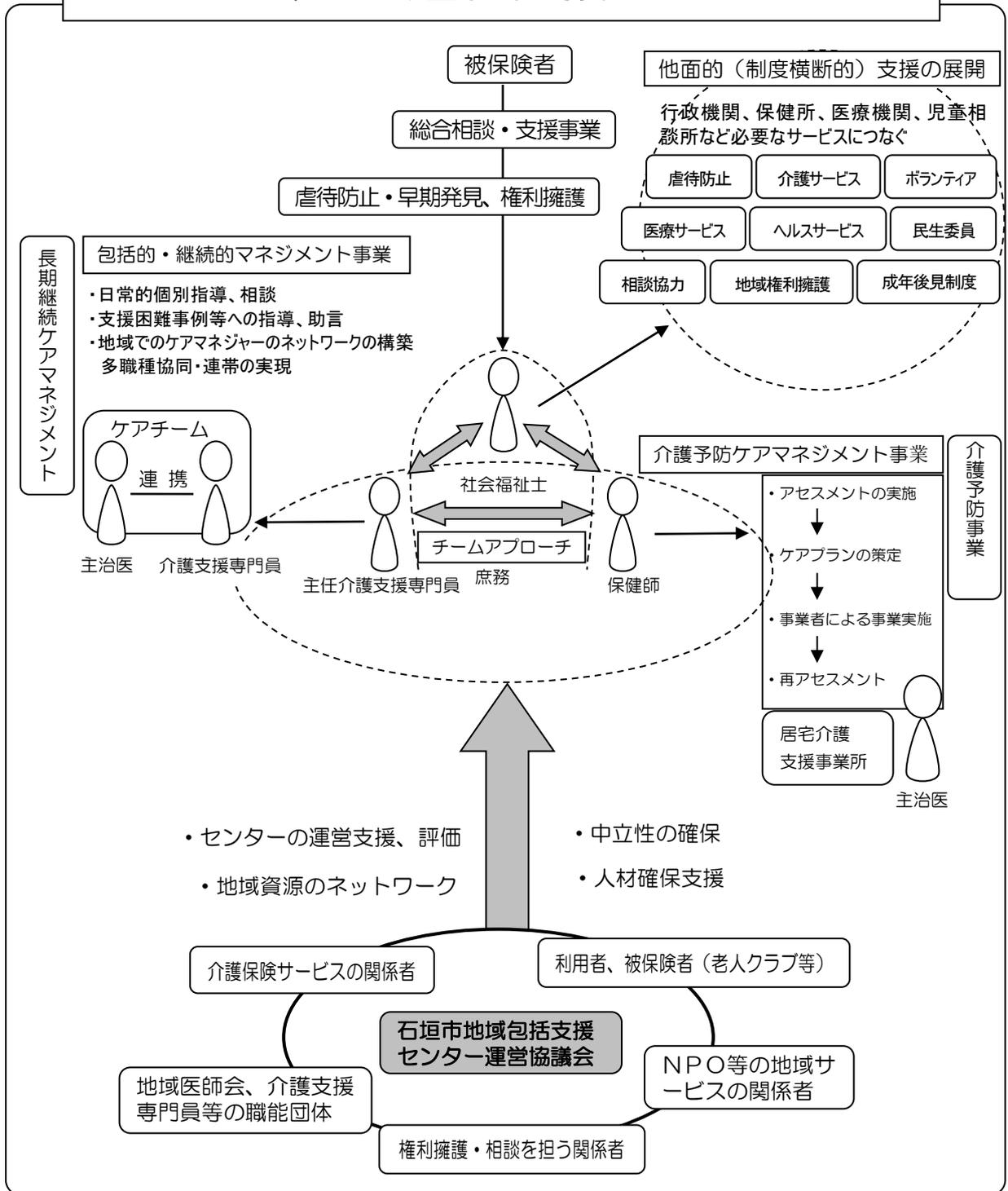
〈内容〉

- ・介護予防支援、介護予防ケアマネジメントのためのサービス計画の作成
- ・地域包括支援センターでは全委託事業所の給付管理を実施
- ・住宅改修のみの計画作成実施
- ・現在、主任介護支援専門員1名、介護支援専門員2名、介護計画作成担当2名が常勤している。

〈令和元年度実績〉

- ・契約件数：23事業所（内、島外事業所4ヶ所）
- ・介護予防支援：2,551件（委託1,914件 包括637件）
- ・介護予防ケアマネジメント：1,681件（委託1,111件 包括570件）

# 石垣市地域包括支援センター



### 13 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに家に閉じこもりがちな独り暮らし高齢者の社会的孤立感の解消と自立生活を支援いたします。

〈対象者〉 概ね60歳以上の方

〈内 容〉

- ・石垣市老人クラブ連合会・八重山地区老人クラブ連合会へ委託
- ・石垣市老人福祉センターを拠点に「趣味のクラブ」として実施

趣味のクラブ週間予定表

	月	火	水	木	金
第1週	囲碁B 大正琴歌謡 カラオケB 舞踊	月例GB大会 大正琴民謡 日舞・手芸	健康体操民謡 書道 卓球A	囲碁A 卓球B ハイア・ワダ 三線 詩吟	フォーク 社交ダンス カラオケA ふれあい農園
第2週	囲碁B 大正琴歌謡 カラオケB 舞踊	大正琴民謡 日舞・手芸	健康体操民謡 書道 卓球A	囲碁A 卓球B ハイア・ワダ 三線 詩吟	フォーク 社交ダンス カラオケA ふれあい農園
第3週	囲碁B 大正琴歌謡 カラオケB 舞踊	大正琴民謡 日舞・手芸	健康体操民謡 書道 卓球A	囲碁A 卓球B ハイア・ワダ 三線 詩吟	フォーク 社交ダンス カラオケA ふれあい農園
第4週	囲碁B 大正琴歌謡 カラオケB 舞踊	GG月例大会 大正琴民謡 日舞・手芸	健康体操民謡 書道 卓球A	GG月例大会 囲碁A 卓球B ハイア・ワダ 三線	フォーク 社交ダンス カラオケA ふれあい農園

GB：ゲートボール      GG：グランドゴルフ

〈実地状況・目標〉

本事業は、心身の健康に対する意識教養を高め、健康増進、寝たきり防止など、魅力的な長寿社会づくりに貢献しています。今後も継続して実施します。

〈平成30年度実績〉

- 趣味のクラブ数      21教室
- 受講者数              19,470名

### 14 食の自立支援事業（配食サービス）

定期的に高齢者の特性に応じた食事を配達すると同時に安否の確認を行うことで

健康的な安らぎのある在宅生活を営むことができるよう支援します。

〈対象者〉 概ね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で自らまたは身寄りでは食事の準備ができない方

〈内 容〉

- ・石垣市社会福祉協議会へ委託
- ・利用日 週5日（月～金：夕食）
- ・利用料 1食につき300円

〈平成31年度実績〉

○配食数 13,364食

## 15 介護用品支給事業

在宅の要介護高齢者を介護している家族に対して介護用品を支給することにより、精神的及び経済的負担の軽減を含め、要介護高齢者の在宅での生活継続と向上を図ります。

〈対象者〉 要介護4か5に該当する在宅の高齢者であって、住民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族

〈内 容〉 支給される介護用品は、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、消臭剤、ラバーシート、ドライシャンプーの7品目で月額6,250円

〈平成31年度実績〉

○申請及び決定件数 9件  
○登録者数 34人（利用者数 243人）

## 16 家族介護慰労事業

過去1年間、介護保険サービスを受けなかった要介護4または要介護5の住民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族に一時金（10万円/年）を支給します。

〈平成31年度実績〉

○支給件数 0件

## 17 シルバーパス事業

高齢者の社会参加（閉じこもりの解消等）を支援し、経済的負担の軽減を図ります。

〈対象者〉 65歳以上の非課税世帯

◎対象地区：石垣市全域

〈内 容〉

- ・東運輸（株）へ委託
  - ・6ヵ月乗車券 10,000円
  - ・3ヵ月乗車券 7,500円
- } 全路線バス乗り放題

〈平成31年度実績〉

- 6ヵ月乗車券購入者数 120人(男35名・女85名)
- 3ヵ月乗車券購入者数 0人(男0名・女0名)

## 18 軽度生活援助事業

在宅でひとり暮らしの高齢者が健全で自立した生活を営み要介護状態になることの予防を図ります。

〈対象者〉 概ね65歳以上で日常生活上の援助が必要な方

〈内 容〉

- ・石垣市シルバー人材センターへ委託
  - ・利用回数 1週あたり1回 2時間以内
  - ・利用料 1時間につき100円
- (1)家屋内の掃除及び整理整頓  
(2)寝具類の日干し  
(3)家屋周りの除草及びはき掃除等

〈平成31年度実績〉

- 利用者数 162名
- 利用時間 1,098時間

## 19 生きがい対応型デイサービス事業

要介護認定で非該当の高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした老後生活が送れるように支援します。

〈内 容〉

- ・石垣市社会福祉協議会へ委託
- ・実施回数 月1～2回
- ・実施施設 地区公民館(25地区)
- ・利用料 1回につき200円
- ・日常動作訓練から趣味活動(生きがい活動)などの各種サービスを提供

〈平成31年度実績〉

- 実施日数 158日
- 開催箇所数 188カ所
- 参加人数 877人

## 20 外出支援サービス事業

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の要援護高齢者に対して、リフト付き車輛及びストレッチャー車により外出を支援します。

〈対象者〉 65歳以上で次の要件を満たす方。

- 車椅子(電動・手動)の方

○歩行障害により、何らかの補助用具を使用している方または人の介助が必要な方

○その他、これらに準じて必要と認められる方

〈内 容〉

- ・石垣市社会福祉協議会へ委託
- ・利用料 500円（片道 250円）
- ・移送車両にて、利用者の居宅から医療機関や行政機関などまでの送迎を行います。

〈平成31年度実績〉

○利用のべ件数 304件

## 21 老人日常生活用具給付等事業

ひとり暮らし高齢者（概ね65歳以上の市民税非課税世帯）に対して、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便利を図り、福祉の増進に資することを目的とします。

〈内 容〉

- ・電磁調理器、自動消火器の給付、火災警報器
- ・福祉電話の貸与

〈平成31年度実績〉

○福祉電話 16台  
○電磁調理 0台  
○自動消火器 0本  
○火災報知機 0基

## 22 緊急通報システム事業

概ね65歳以上で、慢性疾患等で日常生活上、常に注意を要するひとり暮らし高齢者が居宅において緊急状態に陥った際に、電話機（緊急通報システム機器）を使って迅速に対応いたします。

〈内 容〉

- ・保障会社へ委託
- ・電話を保有していることが条件

〈平成31年度実績〉

○設置台数 1台

## 23 老人保護措置事業

65歳以上で身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的な理由で自宅での生活が困難な方を養護老人ホームへ措置いたします。

〈内 容〉

- ・養護老人ホームへ委託

- ・収入に応じて本人及び扶養義務者の負担金があります。
- ・65歳未満の方でも特に事情が認められる場合は入所措置が可能となります。

〈平成31年度実績〉

○八重山厚生園 21名

## 24 敬老慶祝訪問

毎年、敬老の日（毎年9月第3月曜日）に長寿の祝いを目的に100歳の方宅を訪問して頌状と記念品を贈呈します。

また、地域公民館或いは施設等での敬老会に市長がおもむきご挨拶を申し上げます。あわせて、新聞紙上に敬老の日メッセージを掲載します。

## 25 生年祝

毎年旧正（1月1日）に市民会館大ホールで式典を開催し、108歳（茶寿）、97歳（カジマヤー）と85歳の生年を迎えられた方に頌状と記念品を贈呈しています。

## 26 老人クラブ活動事業

家に閉じこもりがちな高齢者に対して、健康づくり推進・社会活動推進・教養講座を推進し、生きがいを見いだした活動を続けるイキイキ高齢者づくりを推進します。

〈内 容〉 老人クラブでは、社会奉仕活動・教養活動・健康推進活動に積極的に取り組んでいます。

〈対象者〉 60歳以上の方

〈実施方法〉

単位老人クラブで実施します。

〈平成31年度実績〉

現在、32老人クラブ（単位）があります。

老人クラブでは、次の全国三大運動に取り組んでいます。

○心とからだの健康づくりをすすめる。

- ・老人クラブ「寝たきりゼロ」の10か条を実践しよう。
- ・「いきいきクラブ体操」「健康ウォーキング」「各種シニア・スポーツ」を普及しよう。

○高齢者が相互に支援する友愛活動をすすめる。

- ・全国100万人友愛活動（ボランティア）を組織しよう。

○「花のあるまち、ゴミのないまち」づくりをすすめる。

- ・全国300万人「社会奉仕の日」（9月20日）活動を展開し、通年活動の発展につなげよう。

## 27 老人福祉センター事業

老人福祉センターは、老人福祉法で規定する老人福祉施設で、昭和57年（1982年）に設置され、主に「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（石老連・八老連へ委託事業）」の活動拠点として利用されています。

	種別	午前9時~12時	午後1時~5時	全日9時~17時	夜間17時~21時
石垣市内の老人		無料	無料	無料	無料
上記以外の者	集会室	3,000円	6,000円	12,000円	7,000円

〈平成31年度実績〉

○使用申請件数：184件

# 介護保険

〔担当〕

介護長寿課 介護保険係・給付認定係

電話 82-7158

87-6022

FAX 83-5525

介護長寿課 地域包括支援センター

電話 84-3333

FAX 83-5525

# 1 介護保険制度について

介護保険制度は平成 12 年 4 月に介護が必要な人とその家族を社会全体で支援する制度として開始されました。

この制度は 40 歳以上の方が被保険者となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに介護サービスを受給する仕組みであり、65 歳以上は「第 1 号被保険者」、40 歳から 64 歳までは「第 2 号被保険者」と区分されています。また、市町村が保険者となって介護保険事業を運営しています。

介護サービスを受給できる方は、原則として「第 1 号被保険者」となっていますが、「第 2 号被保険者」のうち、特定疾患者（16 種類）についても介護サービスを受給することができます。被保険者が介護サービスを受給する際の利用料は、利用限度額の範囲内であれば所得に応じて 1 割から 3 割までいずれかの負担で受給することができます。

介護保険の財源内訳は、国 25%、県 12.5%、市 12.5%、第 1 号被保険者 23%、第 2 号被保険者 27%（※）となっています。

また、本市における高齢者人口の推移は下記のとおりで、高齢化率が年々上昇しており、団塊の世代が 75 歳となる 2025 年（平成 37 年）には、さらに高齢化が進むと予測されるため、長期的な視点に立って介護保険事業を運営していくことが重要です。

※平成 27 年～29 年度（第 6 期）は第 1 号被保険者 22%、第 2 号被保険者は 28%

## （1）高齢者人口の推移

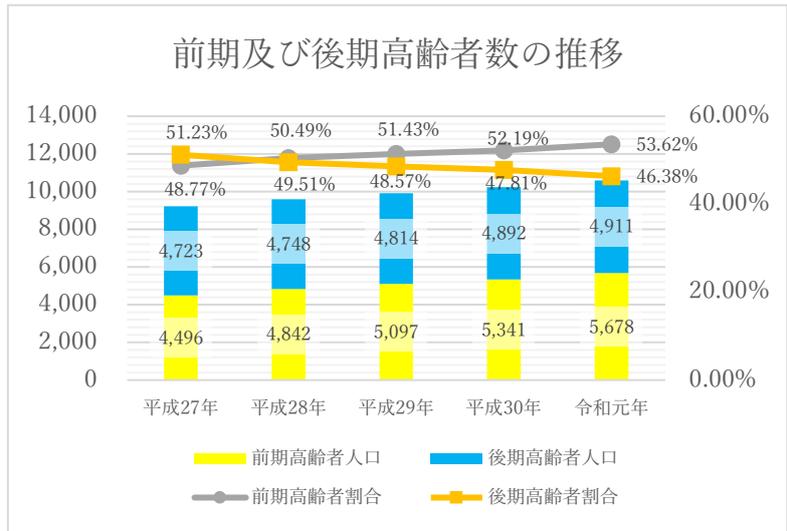
令和元年 10 月末の 65 歳以上の高齢者人口は、10,589 人、総人口は 49,765 人で、高齢化率は 21.3% です。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
総人口	49,124	49,187	49,273	49,481	49,765
高齢者人口	9,219	9,590	9,946	10,233	10,589
高齢化率	18.8%	19.5%	20.2%	20.7%	21.3%

（各年度 10 月末現在）

令和元年（10 月末）における 74 歳未満の前期高齢者数は高齢者総人口（10,589 人）の 53.62% を占める 5,678 人、75 歳以上の後期高齢者数は 4,911 人（46.38%）となっています。

平成 27 年まで、後期高齢者数が前期高齢者数を上回る状況にありましたが、平成 27 年から団塊の世代が高齢期を迎えたことにより、平成 28 年以降は前期高齢者数が後期高齢者数を上回る状況が続いています。



## 2 実施主体は石垣市

介護サービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受けることが必要です。申請後、原則として30日以内に結果が通知されます。

要介護認定では、寝たきりや認知症など介護が必要かどうか、また、介護の手のかかり具合（要介護度）も判定します。要介護度により在宅サービスを受けられる額や施設に入った場合のサービスの額が異なります。

### 要介護認定者数と認定率の推移

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1
高齢者数(人)	9,027	9,379	9,714	10,094	10,392	10,724
要介護認定者数(人)	1,868	1,871	1,728	1,767	1,718	1,764
認定率(%)	20.69	19.95	17.79	17.51	16.53	16.45

※認定率＝（要介護認定者数（1号＋2号））÷ 高齢者数（第1号被保険者数）

### ☆要介護・要支援認定の申請からサービス利用までの流れ



### 3 介護保険で受けられるサービス

#### (1) 在宅サービス

##### ①居宅介護支援

介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、適切な在宅サービスが利用できるように市町村・居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	八重山厚生園指定居宅介護支援事業所	新川 1740-2	88-6430
2	石垣島徳洲会病院 居宅介護支援事業所	大浜 446-1	88-0123
3	あかゆら居宅介護支援事業所	浜崎町 2-2-8	82-2611
4	石垣ケアプランセンター	真栄里 556-1	82-0887
5	なごみの里ケアプランセンター	宮良 1131-2	86-8817
6	沖縄県看護協会居宅介護支援事業所うりずん	大川 547 興ビル 2-204	84-1221
7	ゆいケアサービス	登野城 74-4	84-3939
8	ケアプランセンターてふてふ	平得 376-6 1F	84-4388
9	ケアプラン星の里	新川 2124	83-5600
10	ケアセンターむつみ	大川 541-1	84-1725
11	ケアプランセンター大浜1番地	大浜 2-3	87-0532
12	ケアプラン ハピネス	真栄里 436-6	88-7655
13	居宅介護支援事業所 うしおマネジメント	登野城 93	88-6695
14	ふたば介護サービス	新川 2372-23	82-3677
15	ハートケア花水木	大浜 233-2	87-9077
16	ケアプランセンター茶寿苑	真栄里 204-382	82-0080
17	カエル計画社	登野城 2-16 スプリングマンション 501	090-1362- 6795
18	居宅介護支援事業所 銀木屋	白保 142-1	87-7517

※休止事業所：ケアプランまなぶくん・ゆにはいしがき・ケアプランセンターにいふあいゆー・  
コーラルケア

※廃止事業所：ケアサービスさにしゃ・合同会社 ほっとケア・ケアサービスあばらぎ

##### ②地域包括支援センター

介護保険サービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、適切な介護サービスや介護予防事業などのケアプランを作成します。(市に設置)

	事業所名	所在地	電話番号
1	石垣市地域包括支援センター	美崎町 14 (市役所内)	84-3333

### ③訪問看護及び介護予防訪問看護

看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	訪問看護ステーションうりずん	大川 547 興ビル 2-204	84-1221
2	訪問看護ステーション太陽の里	大浜 1349-288	88-5556
3	訪問看護ステーションゆいケアサービス	登野城 74-4 1F	83-7370
4	石垣島徳洲会病院	大浜 446-1	88-0123
5	訪問看護ステーション あんじゅ	真栄里 558-7 103	84-1808
6	訪問看護ステーションかりゆし	新川 2124	84-1303
7	プライマリー訪問看護リハビリテーション石垣	新川 38-2	87-5277

### ④通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護保険施設、病院等に通い、当該施設において理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション等が受けられます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設いしがき太陽の里	大浜 1349-81	82-0011
2	介護老人保健施設（通所リハビリテーション事業所） 聖紫花の杜	新川 2127-2	83-5898
3	通所リハビリテーションならさ	新川 1695-123	88-5107
4	石垣島徳洲会病院 通所リハビリテーション事業所	大浜 446-1	88-0123
5	ヒデ整形クリニック	真栄里 108-3	84-1155

### ⑤訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	八重山厚生園指定訪問介護事業所	新川 1740-2	88-6430
2	石垣訪問介護センター	大浜 1349-288	84-3535
3	ケアサービスセンターていふ	登野城 582-2 1F	83-7555
4	なごみの里ホームヘルプセンター	宮良 1131-2	86-8311
5	ゆいケアサービス	登野城 74-4	84-3939
6	ケアセンターむつみ	大川 541-1	84-1725
7	株式会社ケアサービス さにしゃ	平得 117-16	83-2326
8	石垣島徳洲会病院	南大浜 446-1	88-0123
9	ヘルパーステーション大浜1番地	大浜 2-3	87-0531
10	指定訪問介護事業所 若夏の家	大川 581	82-5035
11	訪問介護事業所 銀木屋	白保 142-1	87-7517

## ⑥通所介護

日帰り介護施設等に通い、当該施設において入浴、食事の提供等の日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	デイサービスセンター ゆりヶ浜	宮良 1-16	84-4377
2	デイサービス 長寿の華	大浜 1349-78	82-6498
3	なごみの里デイサービスセンター	宮良 1131-2	86-8370
4	デイサービス とうぬすく	登野城 661-7	88-7740
5	デイサービス いしがき	石垣 275	88-8551
6	デイサービスセンター大浜1番地	大浜 2-3	87-0007
7	デイサービス いちのはし	新川 2378-2 1F	88-1202
8	デイサービス 杜の泉	真栄里 530-1 2F	83-0113
9	デイサービス花織	真栄里 204-382	82-0080
10	デイサービスハーモニー	大浜 1349-79	82-0202

## ⑦福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与（要介護1、要支援1・2の方は種類の制限有）

—福祉用具貸与の種目—

- 車いす ○車いす付属品 ○特殊寝台 ○特殊寝台付属品 ○じょく創予防用具 ○体位変換器  
 ○手すり ○スロープ ○歩行器 ○歩行補助つえ ○認知症老人徘徊感知器具 ○移動用リフト  
 ○特殊尿器（自動排泄処理装置）

	事業所名	所在地	電話番号
1	（有）八重山介護サービス	大川 527-1	83-9597
2	（有）シルバープラザ石垣	真栄里 556-1	83-1223
3	ゆいケアサービス	登野城 74-4	84-3939
4	ふたば介護サービス	新川 2372-23	82-3677

## ⑧短期入所生活介護（介護予防含む）

短期入所施設等に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	八重山厚生園 指定短期入所生活介護事業所	新川 1740-2	82-2334
2	なごみの里 指定短期入所生活介護事業所	宮良 1131-2	86-8316
3	介護老人福祉施設 まえさと茶寿苑	真栄里 204-382	82-0080

### ⑨短期入所療養介護（介護予防含む）

介護老人保健施設、療養型病床群等に短期入所し、当該施設内看護または医学的管理下における介護や機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の介護を受けることができます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 聖紫花の杜	新川2127-2	83-5898
2	介護老人保健施設 いしがき太陽の里	大浜 1349-81	82-0011

## (2) 施設サービス

### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排泄など常時介護が必要で、自宅では介護が困難なお年寄りが入所します。

	事業所名	所在地	電話番号
1	介護老人福祉施設 八重山厚生園	新川 1740-2	82-2334
2	介護老人福祉施設 なごみの里	宮良 1131-2	86-8316
3	介護老人福祉施設 まえさと茶寿苑	真栄里 204-382	82-0080

### ②介護老人保健施設

病状が安定し、治療より看護や介護に重点を置いた生活が必要なお年寄りが入所します。医学管理下の介護、機能訓練、日常生活の介護が受けられます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 聖紫花の杜	新川2127-2	83-5898
2	介護老人保健施設 いしがき太陽の里	大浜 1349-81	82-0011

### ③特定施設入居者生活介護

ケアハウスに入居している要介護者について、サービス提供の計画に基づき、入浴、排泄食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行う。

	事業所名	所在地	電話番号
1	ケアハウス ばすきなよお	白保 287-60	86-8888

## (3) 地域密着型サービス

認知症をはじめ、高齢者が住みなれた地域での生活を継続するためには、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり、支援していく必要があります。そこで、要介護・要支援認定者の人のために地域の実情に合わせて市区町村の裁量で整備する、「地域密着型サービス」が平成18年度から導入されました。

### ①認知症対応型通所介護（介護予防含む）

認知症の居宅要介護者が、介護保険施設またはデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練を受けることができます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	デイサービス あらかわ	新川 2372-11	83-3932
2	デイサービス かびら	川平 559-1	88-2627
3	(共用型)デイサービス ハピネス高田	真栄里 436-10	87-9775

## ②認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）

認知症の要介護者が、共同生活を営む住居でうける入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を受けることができます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	グループホーム イジユの花	大浜 453-12	84-1212
2	グループホーム 星のふる里	新川 2105	88-8000
3	認知症対応型共同生活介護事業所 あかゆら	浜崎町 2-2-10	88-6075
4	グループホーム ハピネス	真栄里 436-10	87-9775

## ③小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

	事業所名	所在地	電話番号
1	あかゆら小規模多機能型居宅介護事業所	浜崎町 2-2-8	84-1380
2	小規模多機能ホームつむぎの郷	大浜 1349-77	84-1362

※休止事業所：小規模多機能ホームがんじゅうさ

## ④地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームで、入居者が要介護者と配偶者に限られる介護専用型特定施設のうち、小規模(定員 29 名以下)のもので、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	介護付き有料老人ホーム コーラルケア	浜崎町 3-3-9	87-5683

## ⑤地域密着型通所介護

市内に住所を有する要介護者が通う定員が 18 名以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴など日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りでを行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	デイサービスセンターあかゆら	浜崎町 2-2-8	84-1380
2	デイサービスひだまり	桴海 535	88-2656
3	デイサービス年輪	石垣 213	88-8082

4	デイサービスむつみ	大川 33-2	87-5008
5	デイサービスセンターにいふあいゆー	登野城 676-2	87-0518
6	デイサービスハピネス平真	真栄里 436-11	82-3838
7	さくらデイサービス	真栄里 544	87-5226
8	グッドライフむつみデイサービス	大川 578-7	87-0838
9	JOYいしがき	登野城 582-2	87-5808
10	デイサービス結	大浜 801-1	88-1758
11	デイサービスコーラルケア	浜崎町 3-3-9	87-5683

※廃止事業所：デイサービス「海邦の里」・デイサービスあこうて

※休止事業所：デイサービスまなぶくん

#### (4) 有料老人ホーム

入浴・排泄・食事等の介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理等のサービスを提供する民間事業所が経営しています。 ※老人福祉施設等でない事業所

	事業所名	所在地	電話番号
1	シルバーホームいちのはし	新川 2378-2 2・3F	88-1202
2	コーラルケアガーデン	浜崎町 3-3-9	87-5683

#### (5) サービス付き高齢者向け住宅

国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者住まい法」（平成23年10月創設）に基づく制度で、バリアフリー構造、一定の面積、設備が確保され、常駐しているケア専門家が必須のサービスとして安否確認と生活相談を提供する賃貸等の住まいです。

	事業所名	所在地	電話番号
1	サービス付高齢者向け住宅グッドライフむつみ	大川 578-7	87-0838
2	八重の杜	真栄里 530-1	83-0113
3	コーラルケアガーデン	浜崎町 3-3-9	87-5683

#### (6) 償還給付サービス

##### ① 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入費支給

居家で介護を受ける者で、要介護状態区分に関わらず、利用でき、上限額は同一年度10万円です。

《対象品目》

- 腰掛便座 ○特殊尿器 ○入浴補助用具 ○移動用リフトのつり具の部分
- 自動排泄処理装置の交換可能部品

	事業所名	所在地	電話番号
1	(有)八重山介護サービス	大川 527-1	83-9597
2	(有)シルバープラザ石垣	真栄里 556-1	83-1223
3	ゆいケアサービス	登野城 74-4	84-3939
4	ふたば介護サービス	新川 2372-23	82-3677

②住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給

居宅で介護を受ける者で、要介護状態区分に関わらず、利用でき、上限額は同一の住宅で20万円です。

《対象となる改修工事の例》

- 手すりの取り付け ○段差、傾斜の解消 ○すべり防止及び移動の円滑化の為床材変更
- 引き戸等へ取り替え ○和式便器から洋式便器への取り替え等

## 4 介護保険料（第7期：平成30年度～令和2年度）

### (1) 保険料率と保険料月額

介護保険料は、介護サービスにかかる費用に応じて市町村ごとに基準額を決定します。高齢者の増加に伴い年々増加傾向にあります。

### (2) 介護保険料の決め方

$\frac{\text{石垣市の介護サービス総費用のうち1号被保険者の負担分}}{\text{石垣市の65歳以上の人数(1号被保険者)}} \div 12 \text{ヶ月} = \text{基準額(月額)}$
--

### (3) 所得別段階表（令和2年度）

第7期計画						
所得段階	所得段階基準			保険料率	年額 (円)	月額 (円)
	本人	世帯	本人所得基準			
第1段階	非課税	非課税	●生活保護受給者	0.50	40,140	3,345
第2段階			●世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者	(0.30)	(24,084)	(2,007)
			●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人			
第3段階			●世帯全員が住民税非課税者であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.705	56,604	4,717
第4段階			課税	課税	●世帯全員が住民税非課税者であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	(0.455)
	●本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税され、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.755			60,612	5,051
第5段階 (基準額)	●本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税され、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	(0.705)	(56,604)	(4,717)		
第6段階	課税	—	●本人は住民税課税だが、世帯の誰かに住民税が課税され、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.935	75,072	6,256
第7段階			●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.355	108,792	9,066
第8段階			●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.525	122,436	10,203
	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.775	142,512	11,876		

第9段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.925	154,560	12,880
第10段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	2.125	170,616	14,218
第11段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の人	2.325	186,672	15,556

#### (4) 低所得者への保険料の軽減策

平成27年4月より、低所得者対策として第1段階の方に対して保険料の軽減策を実施しています。また、平成31年度以降は軽減策の対象を拡充し、第2段階、第3段階の方も軽減策の対象としています。

令和2年度は、第1段階の方に対し、保険料率0.50に対し0.30の軽減を図ります。これにより年額保険料40,140円から16,056円軽減（月額保険料は、3,345円から1,338円軽減）されています。

## 5 利用者負担

### (1) 高額介護サービス費

1か月の利用者負担額の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯の合計）が、所得区分ごとにそれぞれ定める利用者負担の上限を超える場合には、申請により、その超える金額が高額介護サービス費として支給されます。特定福祉用具購入費、住宅改修費、食費、居住費、1か月の利用限度額を超えたサービス利用額は対象となりません。

※所得等の状況による利用者負担の上限額

利用者負担段階区分	上限額
・現役並み所得者	世帯 44,400 円
・一般	世帯 44,400 円
・世帯全員が住民税非課税の方など	世帯 24,600 円
○合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ○老齢福祉年金の受給者	世帯 24,600 円 個人 15,000 円
・生活保護の受給者 ・利用者負担上限額を 15,000 円に減額することにより、生活保護の受給者とならない方	個人 15,000 円

### (2) 居住費及び食費の負担軽減 「介護保険負担限度額認定証」

居住費および食費の負担額（ショートステイ含む）の要件は、世帯全員が住民税非課税であることに加え「配偶者の所得」「預貯金等」も勘案されます。このため、申請書の添付書類は「金融機関への照会に対する同意書」と「預貯金通帳（写し）」等が必要となります。

### (3) 介護保険負担限度額認定の対象となる場合

- ①本人および世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税の場合
- ②預貯金等が、単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下の場合

負担段階	対象者	多床室		従来型・個室		工外型 個室	食費
		特養	老健・療養	特養	老健・療養		
第1 段階	世帯全員が住民税非課税であり、 老齢福祉年金受給者または生活 保護受給者など	0	0	320	490	820	300
第2 段階	世帯全員が住民税非課税であり、 合計所得金額＋課税年金収入額 の年額 80 万円以下	370	370	420	490	820	390
第3 段階	世帯員全員が住民税非課税であ り、利用者負担第2段階者以外	370	370	820	1,310	1,310	650
一般の方の基準費用額（目安）		855	377	1,171	1,668	2,006	1,392

(単位：円)

#### (4) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援

障害者自立支援法による 65 歳到達以前のおおむね 1 年間にホームヘルプサービスを利用し、利用者負担額が 0 円となっていた方で、65 歳に到達したことで介護保険の対象となった方。利用者負担割合は 0%。

## 6 要介護認定実施状況統計

		平成30年度						令和元年度					
		申請受付		認定調査		審査会実施		申請受付		認定調査		審査会実施	
4月 実施人数	新規	28	148	33	152	31	103	39	136	37	132	37	132
	区分変更	18		19		12		11		10		10	
	更新	102		100		60		86		85		85	
5月 実施人数	新規	28	132	25	133	29	164	48	124	43	117	43	117
	区分変更	11		14		21		7		7		7	
	更新	93		94		114		69		67		67	
6月 実施人数	新規	24	132	22	128	25	125	33	140	31	136	31	135
	区分変更	11		10		10		13		12		11	
	更新	97		96		90		94		93		93	
7月 実施人数	新規	29	149	21	131	19	114	42	135	39	130	38	129
	区分変更	15		13		8		15		14		14	
	更新	105		97		87		78		77		77	
8月 実施人数	新規	33	124	36	137	33	165	36	123	32	118	32	118
	区分変更	6		9		15		11		11		11	
	更新	85		92		117		76		75		75	
9月 実施人数	新規	33	127	29	114	29	123	28	99	27	96	26	95
	区分変更	10		7		9		12		11		11	
	更新	84		78		85		59		58		58	
10月 実施人数	新規	28	118	26	126	34	145	44	136	40	132	40	131
	区分変更	5		6		3		15		15		15	
	更新	85		94		108		77		77		76	
11月 実施人数	新規	25	102	35	102	24	94	36	114	35	113	34	112
	区分変更	12		9		5		19		19		19	
	更新	65		58		65		59		59		59	
12月 実施人数	新規	11	125	11	123	24	94	26	120	25	117	25	117
	区分変更	8		12		5		6		6		6	
	更新	106		100		65		88		86		86	
1月 実施人数	新規	35	141	23	115	19	136	60	158	53	148	52	147
	区分変更	9		7		11		18		17		17	
	更新	97		85		106		80		78		78	
2月 実施人数	新規	43	145	31	129	24	120	28	134	26	129	20	120
	区分変更	10		8		11		8		7		7	
	更新	92		90		85		98		96		93	
3月 実施人数	新規	26	116	30	130	29	130	34	134	21	108	2	33
	区分変更	4		6		7		14		12		5	
	更新	86		94		94		86		75		26	
合計	新規	343	1,559	322	1,520	320	1,513	454	1,553	409	1,476	380	1,386
	区分変更	119		120		117		149		141		133	
	更新	1,097		1,078		1,076		950		926		873	

## 7 年度別 要支援・要介護 認定者数

		要支援1	要支援2	要支援 計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護 計	合計
平成24年度	1号 被保険者	139	201	<b>340</b>	281	295	292	283	295	<b>1,446</b>	1,855
	2号 被保険者	3	8	<b>11</b>	4	15	12	10	17	<b>58</b>	
平成25年度	1号 被保険者	161	239	<b>400</b>	294	278	281	277	293	<b>1,423</b>	1,885
	2号 被保険者	8	7	<b>15</b>	8	10	6	8	15	<b>47</b>	
平成26年度	1号 被保険者	232	272	<b>504</b>	214	264	256	297	199	<b>1,230</b>	1,782
	2号 被保険者	3	7	<b>10</b>	2	9	7	11	9	<b>38</b>	
平成27年度	1号 被保険者	215	210	<b>425</b>	314	296	245	289	229	<b>1,373</b>	1,871
	2号 被保険者	7	18	<b>25</b>	7	11	13	13	4	<b>48</b>	
平成28年度	1号 被保険者	121	155	<b>276</b>	297	301	273	294	210	<b>1,375</b>	1,728
	2号 被保険者	14	12	<b>26</b>	12	5	10	17	7	<b>51</b>	
平成29年度	1号 被保険者	119	187	<b>306</b>	299	303	256	296	217	<b>1,371</b>	1,767
	2号 被保険者	14	15	<b>29</b>	11	11	13	17	9	<b>61</b>	
平成30年度	1号 被保険者	118	170	<b>288</b>	297	280	263	279	204	<b>1,323</b>	1,718
	2号 被保険者	18	25	<b>43</b>	8	17	20	11	8	<b>64</b>	
平成31年度 令和元年度	1号 被保険者	133	186	<b>319</b>	290	277	266	301	196	<b>1,330</b>	1,764
	2号 被保険者	15	23	<b>38</b>	16	21	15	15	10	<b>77</b>	

※MCWE Lシステム 抽出 介護保険事業状況報告3月末(様式1の5)に基づく資料

## 8 介護保険制度における各種サービス利用状況（在宅・施設）

サービスの種類	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
訪問介護	2,806	185,840,441	2,750	172,709,521	2,581	165,341,088
訪問入浴	0	0	0	0	0	0
訪問リハビリテーション	17	546,318	22	527,150	23	803,855
訪問看護	888	25,627,328	980	25,607,621	1,054	28,795,492
通所介護(デイサービス)	4,546	500,972,151	4,526	507,457,141	4,343	482,737,997
通所リハビリテーション	3,179	327,231,757	3,061	311,380,316	2,994	308,293,847
福祉用具貸与	6,628	73,923,986	6,712	69,237,824	6,594	62,458,411
短期入所生活介護(ショートステイ)	953	68,058,849	1,118	73,231,766	1,164	72,917,371
短期入所療養介護(老健)	464	32,155,524	460	32,076,228	412	29,601,120
短期入所療養介護(療養)	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	529	2,749,979	234	1,165,200	236	1,256,766
地域密着型介護サービス	4,250	563,663,379	4,164	577,737,312	4,099	564,062,305
居宅介護サービス計画(居宅介護支援)	11,548	160,818,364	11,357	166,811,613	10,700	154,223,831
福祉用具購入費	108	2,765,928	74	1,905,414	76	2,159,749
住宅改修費	43	4,282,054	35	3,291,591	33	3,352,878
特定施設入居者生活介護	657	118,762,985	647	116,109,127	665	116,953,714
特定入所者介護サービス(施設)	3,368	125,258,490	3,218	119,935,410	3,330	123,390,651
特定入所者介護サービス(短期)	966	10,631,370	997	10,766,095	985	10,244,349
高額介護サービス費(公費分)	1,453	13,264,811	1,409	13,324,168	1,486	13,648,163
高額介護サービス費(償還分)	7,301	74,885,065	7,382	73,832,921	6,999	78,430,125
高額医療合算介護サービス費	25	758,811	179	4,658,851	175	5,541,809
居宅サービス計	49,729	2,292,197,590	49,325	2,281,765,269	47,949	2,224,213,521
介護老人福祉施設サービス	2,164	514,929,587	2,106	510,098,175	2,172	539,819,536
介護老人保健施設サービス	1,782	461,787,149	1,754	465,936,320	1,793	485,371,708
介護療養型医療施設サービス	34	5,317,378	24	4,375,234	12	4,618,629
施設サービス計	3,980	982,034,114	3,884	980,409,729	3,977	1,029,809,873
介護サービス合計	53,709	3,274,231,704	53,209	3,262,174,998	51,926	3,254,023,394

介護予防訪問介護	5	52,020	0	0	0	0
介護予防訪問看護	190	5,275,739	167	4,192,038	244	5,769,027
介護予防訪問リハビリテーション	1	19,026	10	234,171	15	453,249
介護予防居宅療養管理指導	25	147,240	0	0	0	0
介護予防通所介護(デイサービス)	2	14,850	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	1,126	33,103,195	1,033	32,825,006	1,067	34,990,739
介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	30	1,031,035	42	1,145,818	41	1,318,998
介護予防短期入所療養介護	2	38,007	1	24,687	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,485	6,898,906	1,668	7,565,813	1,905	8,443,069
地域密着型介護予防サービス	82	4,310,847	42	1,978,470	42	2,144,340
介護予防支援(介護予防サービス計画)	2,313	10,184,600	2,369	10,419,400	2,507	11,004,770
介護予防福祉用具購入費	33	791,910	35	948,492	38	1,022,165
介護予防住宅改修費	35	3,542,841	24	1,627,750	32	3,028,834
介護予防特定施設入居者生活介護	5	230,774	0	0	0	0
特定入所者介護予防サービス(短期)	11	79,910	23	157,330	33	221,710
介護予防高額サービス費(公費分)	0	0	0	0	0	0
介護予防高額サービス費(償還分)	41	25,697	43	34,684	92	49,728
高額医療合算介護予防サービス費	0	0	2	13,275	4	35,988
介護予防サービス費計	5,386	65,746,597	5,436	61,166,934	5,436	68,482,617
審査支払手数料	43,464	3,564,048	34,220	2,806,040	38,391	3,216,490
介護給付費合計		3,343,542,349		3,326,147,972		3,325,722,501

# 兒童保育

## 子ども・子育て支援新制度について

### ◆新制度の目的

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

新制度は、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応し、子どもや保護者に必要な支援を行い、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に行われるものです。

### ◆石垣市の取組み

国が定める基本指針に基づき、計画的に給付・事業を実施するための「石垣市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、対象年齢世帯に対しニーズ調査を実施し、教育・保育ニーズを把握し、具体的な確保の方策等について「石垣市子ども・子育て会議」において内容を協議しました。この計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年計画となっており、次の 3 つの基本目標を設定し、その実現に向けた取組みを実施しています。

#### ●基本目標 1 質の高い学校教育・保育の提供

地域に生まれた子ども一人ひとりが、豊かな人間性を身につけ健やかに成長していくことを支援するため、保育・教育を担う人材の確保と資質の向上を図るとともに、教育・保育内容の改善を図るなど幼児期における質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりに取り組みます。

#### ●基本目標 2 保育の量的拡大・確保

地域に存在する社会資源を最大限に活用した教育・保育基盤の整備を進め、待機児童の多い低年齢児の保育枠の拡充を含めた保育の量的確保を図ります。また、幼児期の教育と保育を総合的に提供していくため認定こども園等の計画的な整備を進めます。

#### ●基本目標 3 地域の子ども子育て支援の充実

妊娠、出産を含め親と子どもの健康を支える事業の充実に努めるとともに、保護者の就労状況等に応じて、多様な施設や事業から選択し利用できるように、幼児期から就学期に至る切れ目のない支援を行うための環境づくりに取り組みます。

### ◆石垣市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づき、子どもの保護者、子育て支援関係者、社会福祉関係者、教育関係者で構成しており、新制度の事業計画の策定や変更、教育・保育施設の利用定員の設定、子ども・子育て支援に関する施策の推進などについて関係者の意見を聴くもので、平成 26 年 3 月に設置しました。

# 1. 保育所・こども園（2号・3号認定）

## （1）保育所等への入所

保育所等への入所は、乳児、幼児を監護すべき保護者が次の条件を備えている場合に、保護者の申し込みに基づいて行われます。

本市では市立保育所3カ所（143人）、法人立保育園（幼保連携型認定こども園1園含）21カ所（1,691人）、地域型保育施設12カ所（211人）、事業所内保育所3ヶ所（66人）、市立こども園（幼保連携型認定こども園）4カ所（278人）、公私連携幼保連携型認定こども園1カ所（44人）、認可外保育園16カ所での児童の保育がなされています。（令和2年10月1日時点）

### ①保育の実施基準

市立及び法人立保育所等の入所基準は次のとおりです。

- ・居宅外で、労働することを常態としていること。
- ・居宅内で、当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ・妊娠中であるか、または出産後間がないこと。
- ・長期にわたり、疾病の状態にあるか、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- ・震災、風水害、火災、その他の復旧に当たっていること。
- ・求職中や起業準備・就学・技術取得のため、昼間外出することを常態としていること。
- ・要支援家庭（虐待・DVのおそれがある）。
- ・育児休業時に既に保育を利用している児童の継続利用が必要であると認められる場合。
- ・その他（死亡、行方不明、拘禁等の理由により親がいない場合等）

### ②保育利用時間

保育の必要量により、「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定されます。

それぞれの保育を必要とする事由に応じて以下のとおり保育利用時間が設定され、保護者間で、保育を必要とする事由が異なる場合は、保育必要量の少ないほうが適用されます。（例えば、父親：保育標準時間認定、母親：保育短時間認定の場合は、「保育短時間」認定となります。）

保育標準時間	最長11時間利用可能
保育短時間	最長8時間利用可能

## 保 育 所 一 覧 表

(市 立)

令和 2 年 4 月 1 日現在

	保育所	所在地	電 話	開 所 年月日	収容 人員	敷地 面積 (㎡)	建物 面積 (㎡)	建物構造
1	大 川 保 育 所	字大川 70	82-4057	昭和 40 年 2 月	120	1,832.67	870.03	鉄筋コンクリート
2	伊 原 間 保 育 所	字伊原間 20-4	89-2245	平成元年 5 月	30	1,933.00	198.00	鉄筋コンクリート
3	川 平 保 育 所	字川平 902	88-2655	平成 9 年 4 月	30	462.30	113.18	鉄骨造

(法人立：認可)

令和 2 年 4 月 1 日現在

	保育所	所在地	電 話	開 所 年月日	認可 定員	敷地 面積 (㎡)	建物 面積 (㎡)	建物構造
1	オリブ 保 育 園	字登野城 900	82-5096	昭和 40 年 2 月	140	2,956.00	1,234.93	鉄筋コンクリート
2	あいの 保 育 園	字大川 177	82-5028	昭和 49 年 3 月	70	967.42	580.85	鉄筋コンクリート
3	エンゼル 保 育 園	字新川 300	82-2563	昭和 47 年 5 月	60	600.00	472.31	鉄筋コンクリート
4	やしの実 保 育 園	字大川 57-2	82-1290	昭和 55 年 3 月	110	1,613.00	600.30	鉄筋コンクリート
5	みよし 保 育 園	字新川 362-5	82-7850	昭和 59 年 4 月	80	1,655.42	997.97	鉄筋コンクリート
6	まきら 保 育 園	字新川 2273-3	83-0218	平成 15 年 5 月	60	578.00	505.41	鉄筋コンクリート
7	みやら 保 育 園	字宮良 1015-12	86-8326	平成 18 年 4 月	85	1,069.00	559.48	鉄筋コンクリート
8	ちいろば 保 育 園	字登野城 1011	84-3268	平成 21 年 4 月	50	839.16	648.09	鉄筋コンクリート
9	緑ヶ丘 保 育 園	字石垣 340-1	82-9118	平成 24 年 11 月	70	772.27	632.12	鉄筋コンクリート
10	こどもの 家保 育 園	字平得 40-1	83-4461	平成 27 年 6 月	80	844.41	761.95	鉄筋コンクリート
11	みやら子 宝保 育 園	字宮良 326-28	87-5122	平成 28 年 5 月	80	514.48	499.56	鉄筋コンクリート
12	海 邦 保 育 園	字大川 991-6	83-6161	平成 28 年 7 月	80	935.40	619.74	鉄筋コンクリート
13	第二まき ら保 育 園	字新川 2318-4	83-0218	平成 29 年 1 月	40	329.45	403.68	鉄筋コンクリート
14	アスク真栄 里保 育 園	字真栄里 88	88-1800	平成 29 年 7 月	60	2694.13	660.13	鉄筋コンクリート
15	竹の子の 森保 育 園	字大浜 747	83-3153	平成 29 年 10 月	85	2016.11	817.57	鉄筋コンクリート

16	ふくぎの郷保育園	字石垣 741-1	87-9321	平成 30 年 2 月	60	1200.00	405.08	鉄筋コンクリート
17	にしのもり保育園	字新川 2336-1	87-5145	平成 30 年 4 月	90	5105.19	913.87	鉄筋コンクリート
18	ひまわりっこ保育園	字登野城 590-18	82-1965	平成 30 年 7 月	60	767.00	646.50	鉄筋コンクリート
19	ばいぬしまきのこほいくえん	字白保 348-3	86-8135	平成 30 年 7 月	80	1442.64	755.00	鉄筋コンクリート
20	海邦第二保育園	字大川 991-10	87-7713	令和 2 年 4 月	80	839.06	359.24	鉄筋コンクリート

地域型保育事業（小規模保育）

令和 2 年 4 月 1 日現在

	保育所	所在地	電話	開所年月日	認可定員	敷地面積(m <sup>2</sup> )	建物面積(m <sup>2</sup> )	建物構造
1	のびのび保育園	字新川 183-4	82-7919	平成 27 年 5 月	18	165.29	82.75	鉄筋コンクリート
2	ひなわし保育園	字平得 120-9	82-5316	平成 27 年 4 月	17	330	130	鉄筋コンクリート
3	きんたろう保育園	字新川 183-2	82-8760	平成 28 年 4 月	18	234.35	80.08	鉄筋コンクリート
4	はとぼっぼ保育園	新栄町 20-9	82-4377	平成 28 年 4 月	18	103	62.43	鉄筋コンクリート
5	やいまぬふあ	字平得 210-1	82-8808	平成 28 年 4 月	18		79.95	鉄筋コンクリート
6	わかば保育園	字登野城 785-4	82-5631	平成 28 年 4 月	18	417.95	112.86	鉄筋コンクリート
7	ふくふく保育園	字真栄里 214-1	83-0515	平成 29 年 4 月	18	127.76	87.78	鉄筋コンクリート
8	ていだばな保育園	字大浜 216-3	87-5587	平成 29 年 4 月	18	534.44	115.60	鉄筋コンクリート
9	きのこべいびー	字平得 378-1	87-6037	平成 29 年 4 月	18	1,903	133.7	鉄筋コンクリート
10	小規模保育園 87	字真栄里 309-15	83-2200	平成 29 年 9 月	18	123.1	123.1	鉄筋コンクリート
11	どんぐりほいくえん	字新川 2307-2	87-6008	平成 30 年 4 月	18	283.16	114.42	鉄筋コンクリート
12	星の子石垣保育園	字平得 85-1	87-0347	令和元年 10 月	18	405.0	57.0	鉄筋コンクリート

地域型保育事業（事業所内保育・地域枠のみ）

令和2年4月1日現在

	保育所	所在地	電話	開所年月日	認可定員	敷地面積(m <sup>2</sup> )	建物面積(m <sup>2</sup> )	建物構造
1	太陽ぬ子保育園	字大浜 1349-81	82-5511	平成28年4月	15	2,070	644	鉄筋コンクリート
2	ふくぎの森保育園	字石垣 734-4	87-5526	平成28年5月	9	6,823	320.9	木造
3	なごみの広場保育園	字大浜 436-1	87-0288	令和元年9月	12	1577.87	403.56	鉄筋コンクリート

こども園一覧表

幼保連携型認定こども園（市立・2号認定のみ）

令和2年4月1日現在

	保育所	所在地	電話	開所年月日	認可定員	敷地面積(m <sup>2</sup> )	建物面積(m <sup>2</sup> )	建物構造
1	へいしんこども園	字平得 174-3	82-3211	平成31年4月	30	3,286.6	830.23	鉄筋コンクリート
2	おおはまこども園	字大浜 182	82-5529	平成31年4月	55	2,222.23	668.15	鉄筋コンクリート
3	まきらこども園	字新川 2357-1	82-8244	平成31年4月	55	3,653.50	805.09	鉄筋コンクリート
4	あらかわこども園	新栄町 74	82-2387	令和2年4月	55	2,776.00	657.00	鉄筋コンクリート
5	なごみの広場	字大浜 436-1	87-0288	平成23年4月	90	4,672.32	706.66	鉄筋コンクリート

公私連携幼保連携型認定こども園（公私連携・1～2号認定のみ）

令和2年8月11日現在

	保育所	所在地	電話	開所年月日	認可定員	敷地面積(m <sup>2</sup> )	建物面積(m <sup>2</sup> )	建物構造
1	新栄町こども園	新栄町 75-30	83-5500	平成31年4月	45	1,031.51	360.35	鉄筋コンクリート

※新園舎新築工事のため、令和2年8月11日に仮園舎となる旧新川保育園へ移転する

(2) 石垣市障がい児保育事業

①目的

保育の必要があり、かつ心身障害を有する児童で、保育所で行う保育になじむ者を受入れ、集団保育のなかで、障がい児に対する適切な指導を実施することによって、健常児とともに健全な社会性の成長発達を促すことを目的とする。

## ②保育所入所状況

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市立	大川保育所	2人	2人	3人	3人	3人	5人
	登野城保育所		1人	2人	2人	2人	
	新栄町保育所	1人	1人				
	新川保育所	2人	3人	1人	1人	1人	2人
	石垣保育所			2人	1人	2人	
	伊原間保育所	1人	1人				
計		6人	8人	8人	7人	8人	7人

## 2. 石垣市子どもセンターについて

児童福祉法第40条の規定に基づき、児童に健全な遊びをとおして、その健康を増進し、情操を豊かにするため、石垣市子どもセンターを設置する。

### ◆ 名称及び位置

名 称	位 置
石垣市子どもセンター	石垣市字登野城1357番地の1 (石垣市健康福祉センター内1階)

### ◆ 事 業

- (1) 児童の健全な遊びの場の提供
- (2) 児童の情操指導
- (3) 児童のクラブ活動及びレクリエーションに関する指導
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な事業

### ◆ 開館時間 月曜日から土曜日までの午前10時から午後6時まで。

### ◆ 休館日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし、こどもの日は除く。
- (3) 慰霊の日(6月23日)
- (4) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

### ◆ 子どもセンターの利用について(0歳から18歳の児童が利用できます。)

- ・子どもセンターでは、家庭との連携をとるため、利用者登録を行っています。
- ・幼児(おおむね4歳以下の児童)の利用については、保護者同伴とします。
- ・同伴するお子さんの安全面への配慮は忘れずにしましょう。
- ・午前中は、乳幼児の遊びの場、及び保護者の交流の場。
- ・午後は、学校帰りの子ども達の遊びの場、交流の場。
- ・お金や貴重品、おもちゃは、できるだけ持たせないようにしましょう。
- ・病気の際は、来館させないようにしてください。(流行性疾患の場合は、利用できません)
- ・暴風警報中は、子どもセンターを閉所します。

### ◆ 子どもセンターでは、いくつかの講座が開催されています。

- 三線教室（小学生4～6年生）
- 卓球クラブ（小学生1～6年生）

- ◆ 夏休みには、創作教室や川遊び等、年齢に合わせていくつかの企画があります。
- ◆ 午前中は、乳幼児に合わせた絵本の読み聞かせや、季節に沿ったレクレーションなど、同じ年の子を持つお母さん達の交流の場として多くの親子の皆さんが訪れます。

- ◆ 利用状況 （令和元年度：延べ人数）

乳幼児	幼稚園	小学校	中学校	高校生	児童合計	大人	総合計
6,676	2,288	6,792	20	167	15,943	11,773	27,716

### 3. 石垣市ファミリーサポートセンターについて

石垣市ファミリーサポートセンターは、地域において、児童の援助を行いたい者（おたすけ会員）と援助を受けたい者（おねがい会員）が行う会員制相互援助活動を支援することにより、子育てを行っているすべての家庭が安心して生活できる社会を構築するとともに、仕事と家庭を両立できる環境を整備し、もって児童福祉の向上及び労働者福祉の増進に資することを目的としています。

- ◆ 名称及び位置

名 称	位 置
石垣市ファミリーサポートセンター	石垣市字登野城 130 番地

電話：0980-87-0655

FAX: 0980-87-0656

E-mail : ishigaki-famisapo@crest.ocn.ne.jp

- ◆ 電話受付時間

月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時まで。

（※時間外問い合わせ先：080-1786-4385）

- ◆ 会員数

	令和元年度	H21.12～R元.3 累 計
お願い会員	15人	1,137人
お助け会員	0人	170人
どっちも会員合計	0人	26人
合 計	15人	1,333人

- ◆ 活動状況 （令和元年度：延べ人数）

活 動 内 容	回数
1 保護者就労の際の子どもの預かり（通常通園・通学有）	75
2 保護者就労の際の子どもの送迎及び預かり（通常通園・通学有）	190
3 保護者就労の際の子どもの送迎（通常通園・通学有）	125

4	保護者就労の際の子どもを預かり（常時通園・通学無）	132
5	保護者就労の際の子どもの送迎及び預かり（常時通園・通学無）	1
6	保護者就労の際の子どもの送迎（常時通園・通学無）	2
7	保護者や他の子などの病気の際の子どもの預かり	88
8	保護者や他の子などの病気の際の子どもの送迎及び預かり	1
9	保護者や他の子などの病気の際の子どもの送迎	15
10	保護者の求職活動及び職業訓練などの際の子どもの預かり	32
11	保護者の求職活動及び職業訓練などの際の子どもの送迎及び預かり	0
12	保護者の求職活動及び職業訓練などの際の子どもの送迎	0
13	保護者のリフレッシュや産後の休養などの子どもの預かり	204
14	保護者のリフレッシュや産後の休養などの子どもの送迎及び預かり	0
15	保護者のリフレッシュや産後の休養などの子どもの送迎	18
16	保護者の就労以外（1～15以外）の事由での子どもの預かり	133
17	保護者の就労以外（1～15以外）の事由での子どもの送迎及び預かり	7
18	保護者の就労以外（1～15以外）の事由での子どもの送迎	3
19	その他センターの目的に適合する育児支援を行う	31
20	病児病後児の預かり	31
21	病児病後児の送迎及び預かり	3
22	病児病後児の送迎	0
	合 計	1,091

#### 4. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的としています。

	ク ラ ブ 名	所 在 地	電 話	開 所 年月日	認 可 定員	敷地面積 (㎡)
1	学 童 ほ い く 竹 の 子 ク ラ ブ	字大浜 152-4	82-9271	昭和55年 12月1日	38	787.5
2	ど ん ぐ り の 学 童	字新川 2307-2	83-2755	昭和57年 4月1日	34	82.5
3	こ ど も の 家 学 童 室	字平得 41-1	87-6171	平成元年 4月	45	79.75
4	が く ど う ク ラ ブ ち ゅ ら ハ ウ ス	字登野城 891-1	88-7279	平成17年 4月1日	35	115

5	がくどう ひなわし	字平得 120-9	82-5316	平成 17 年 4 月 1 日	29	48.12
6	とのしろ 学童クラブ	字登野城 244	87-6343	平成 27 年 4 月 1 日	30	49.5
7	マーペー 学童クラブ	野底小学校内	080-6485- 1870	平成 27 年 4 月 13 日	22	36.0
8	どんぐり第ニ 学童クラブ	字新川 2307-2	83-2755	平成 28 年 4 月 1 日	36	59.4
9	ゆいまーる 学童クラブ	伊野田小学校内	86-7850	平成 28 年 4 月 20 日	30	160.0
10	こども創造塾 そらとかぜ	字真栄里 101	87-9148	平成 29 年 11 月 1 日	40	121.0
11	みかわ 学童クラブ	川原小学校内	080-8582- 7276	平成 30 年 4 月 2 日	25	42.0
12	とのしろ学童 クラブまきら分室	字新川 2360-3 1F 西	070-3802- 0698	平成 31 年 4 月 1 日	25	41.0
13	石垣小学校 放課後児童クラブ	石垣小学校内	080-2783- 8657	令和元年 6 月 1 日	35	64.0
14	はなまる学童クラブ	宮良小学校内	090-4139- 4056	令和 2 年 4 月 1 日	18	82.0
15	みらいの宝学童クラブ	新栄町 22-1	87-7747	令和 2 年 4 月 1 日	18	61.0
16	新川小学校 放課後児童クラブ	新川小学校内	090-3040- 5521	令和 2 年 7 月 1 日	35	64.0

## 5. 地域子育て支援拠点事業について

子育て中の親子に対する情報交換・相談を行い、育児不安の解消や親子が自由に遊べる場所を提供します。

	施設名	所在地	電話	対象児、料金
1	地域子育て支援センター 「こっこーま」	字大川 70 (大川保育所 2 階)	88-5219	保育所(園)に通っていない 子・就学前児童 ※無料
2	地域子育て支援センター 「ゆい」	字登野城 900 (オリブ保育園内)	82-5096	0 歳～4 歳 ※有料
3	地域子育て支援センター 「なごみの広場」	字大浜 436 (認定こども園なごみ の広場内)	88-7850	就学前児童 ※有料

## 6. 利用者支援事業について

子育て中の親子や妊娠中の方などの相談等に寄り添った支援を行うことを目的とし、利用者支援員が、育児や保育サービスに関する情報提供や利用に向けて支援します。

### ◆ 利用者支援員の主な業務

- ・ 保育サービス等の利用に関する相談業務
- ・ 子育てに関する相談業務
- ・ 保育施設、保育サービス等の情報収集

### ◆ 相談受付時間

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時を除く)  
※祝祭日を除く

### ◆ 相談場所

石垣市福祉部こども未来局子育て支援課内  
電話：0980-82-1704

### ◆ 活動状況

(令和元年度受付件数)

電話相談	窓口相談	外部との連携等	合計
156	479	32	667

※平成30年7月1日から事業開始

# 児童福祉

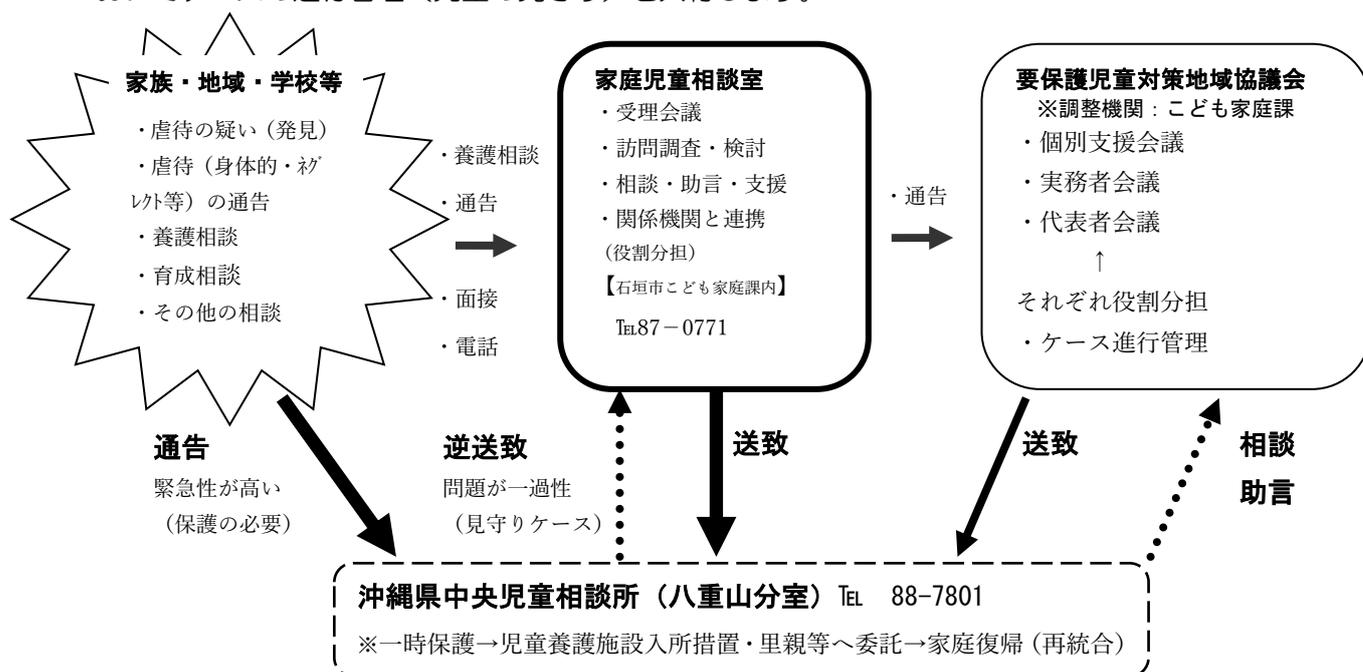
# 1. 児童福祉について

児童福祉法には「すべての国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と児童福祉の理念をうたい、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と児童の育成・責任を明らかにしています。この理念と責任が、すべてにつらぬかれ、児童の福祉が保障されます。

本市では、家庭における人間関係の健全化、児童養護の適正化等、その他家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実させるために、家庭相談員（2人）が家庭児童相談室に配置されています。

## (1) 家庭児童相談室

児童虐待の通告受理、発見、児童相談所への送致、児童健全育成の養育相談等の広い分野を担います。下記「相談したいことから」欄からの発見や地域、学校、保健所、警察、児童委員等による児童虐待等の通告を受けて相談・支援をします。また、虐待の緊急性（保護の必要）が高いと判断される時は、児童相談所の介入を求め、当該ケースを児童相談所に送致します。尚、一時保護までは至らないケースについては、個別支援会議、要保護児童対策地域協議会等においてケースの進行管理（児童の見守り）を共有します。



相談したいことから	1. 性格・生活習慣等…神経質、わがまま、友人関係、食事、清潔の習慣、夜尿、つめかみのくせ
	2. 知能・言語 …知能の遅れ、言葉の遅れ等
	3. 学校生活等 …人間関係…友人・教師関係等、不登校…学校・幼稚園・保育所 その他…怠学、エスケープ等
	4. 非行 …盗み、浮浪、深夜徘徊、家出、問題行動
	5. 家族関係 …虐待…ケガや暴力等身体的虐待、置き去りや養育の放棄・拒否・怠慢・性的虐待・心理的虐待・親子間、親族と児童の関係等
	6. 環境福祉 …子どもの養育についての経済的問題、養育に欠ける問題、不良な地域環境、マスコミ等

家庭児童相談室における相談種類別受付（延べ件数）

（令和2年3月31日現在）

相談内容	養護相談		保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談				性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
平成25年度	68	8	2	4	8	1	10	0	0	18	119
平成26年度	52	6	1	4	7	2	8	0	1	23	104
平成27年度	42	30	1	4	3	3	13	0	2	34	132
平成28年度	59	35	3	1	2	2	22	0	21	19	164
平成29年度	72	18	2	3	0	3	19	0	33	42	192
平成30年度	31 (127)	20 (32)	2 (2)	1 (1)	0	1 (1)	0	2 (2)	57 (85)	35 (59)	149 (310)
令和元年度	201	82	0	0	0	0	3	3	34	39	362

（2）助産施設入所について

母子保健上助産施設への入院が必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産のできない妊産婦へ助成します。（各医療機関加入者で非課税世帯が対象です。）

助産施設：沖縄県立八重山病院

助産施設入所状況

（令和2年3月31日現在）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入所決定件数	12	10	8	4	10

## 2. ひとり親家庭及び寡婦福祉について

すべてのひとり親家庭等には、児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母及び父の健康で文化的な生活が保障されるものとし、寡婦にも同様な保障がされ、その生活の安定と向上のために必要な施策を実施しています。

（1）母子等世帯数及び理由別状況

（令和2年3月31日現在）

	全体	死別	離婚	遺棄	未婚	その他
世帯数	819	10	696	6	97	10
割合（％）	100	1.2	85.0	0.7	11.9	1.2

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子・父子及び寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため福祉資金の貸付申請を受け付けています。申請後の審査及び貸付は、八重山福祉事務所にて行っています。

種 類	対 象 者	申請に必要な書類
母子福祉資金貸付	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女性	※貸付の内容により提出書類が異なります。こども家庭課までお問い合わせください。
父子福祉資金貸付	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない男性	
寡婦福祉資金貸付	20歳以上の子を扶養している配偶者のいない女性や扶養する子のない寡婦（かつて母子家庭の母だった女性）	

(3) 母子及び父子家庭等医療費助成事業

母子及び父子家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図る為の事業です。但し、請求者、又は同居の扶養親族の所得が限度額を超えた場合は助成を受けられません。市内に住所があり、医療保険法の規定による被保険者、被組合員または被扶養者が対象となります。

種 類	対 象 者	請求に必要なもの
通院	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母と児童</li> <li>父子家庭の父と児童</li> <li>父母が死亡した児童または養育する父母がいない児童</li> <li>父又は母が、児童扶養手当で定める障害の程度にある家庭の障害がない方の親と児童</li> <li>※児童とは18歳までの子どもで、18歳に達した日の属する年度の末日まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費助成受給者証</li> <li>健康保険手帳</li> <li>医療費点数が記入されている領収証</li> </ul> ※自動償還を使用した場合、窓口申請不要
入院	一部自己負担分無	同 上

※医療費は各医療保険診療に係る自己負担分から一部負担金を控除した額が対象となります。

受給者数

(令和2年3月31日現在)

	母子家庭		父子家庭		養育者家庭 児童	計		年間延べ支給件数	
	母	児童	父	子		父母	児童	父母	児童
H30	790	1791	110	251	23	900	2065	3468	2445
R1	772	1413	92	164	18	864	1595	4111	3154

#### (4) 母子家庭等日常生活支援事業（生活援助・子育て支援）

ひとり親家庭及び寡婦が自立を促進するために必要な事由や疾病などの理由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、若しくは日常生活を営むのに支障がある際に家庭生活支援員を派遣し生活の安定を図ります。

対 象	支援の内容	手続きに必要なもの
自立促進に必要な事由や社会的事由により、一時的な介護、保育などの支援が必要なひとり親家庭及び寡婦	・乳幼児の保育 ・身の回りの世話 ・医療機関等との連絡 ・その他必要な用務	・日常生活支援申請書 ・印鑑 ・個人番号カード又は通知カードと身分証明書

※本事業を利用する際は、事前登録が必須です。手続きに関してはこども家庭課までお問い合わせください。

#### 母子家庭等日常生活支援事業利用料金

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯		
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
前記以外の世帯	150円	300円

#### ※子育て支援については

- ① 2時間を基本単位とすることから、最低でも2時間分の利用者負担となります。
- ② 宿泊した場合の負担額は8時間とし、児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額となります。
- ③ 児童数に応じた負担額となり、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額が加算されます。
- ④ 派遣対象は一時的に支援を必要とする事由が生じている場合です。派遣回数は原則として年間10日を限度としています。

### 3. 児童扶養手当について

父母の離婚等により父、又は母と生活を共にできない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される制度です（外国人についても支給の対象となります）。なお、受給開始から5年経過した受給者等で就労意欲のないものについては手当額の最大1/2が支給停止になります。

#### (1) 受給資格者

次の事項に当てはまる児童（この場合の児童とは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者をいいます）を監護している父、又は母、父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。なお、児童が心身に政令で定める程度以上の障害を有する場合は、20歳になる月まで手当が受けられます。

- ① 父母が離婚した後、母又は父と生計を同じくしていない児童
- ② 父又は母が死亡した場合
- ③ 父又は母が重度の障害にある児童
- ④ 父又は母の生死があきらかでない児童
- ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所から保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで生んだ児童
- ⑨ 父母とも不明である児童（棄児など）

**※次の場合は、手当を受けることができません**

- ① 手当を受けようとする人、及び児童が日本国内に住所を有しない場合
- ② 児童が父又は母の死について支給される公的年金（遺族年金など）を受け取ることができ、年金額の方が手当支給額より高い時
- ③ 父母、又は父母にかわりその児童を養育している人が公的年金を受けることができ、年金月額の方が手当月額より高い時
- ④ 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）へ入所又は里親に委託されている場合

※なお、平成15年4月1日より児童扶養手当の支給要件の認定に係る請求期限（5年）が廃止されました。但し、平成15年4月1日以前に支給要件該当日から5年を経過している場合は引き続き請求権はありません。

**（2）手当の額**

（令和2年4月1日施行）

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人	月額43,160円	43,150円～10,180円
児童2人	10,190円の加算	10,180円～5,100円
児童3人以上	1人につき6,110円加算	6,100円～3,060円

☆支給額は、前年（若しくは前々年）の扶養人数及び所得額に応じて決定されます。

**（3）手当の支給**

手当は、認定されると申請した月の翌月分から支給対象となります。

支払月は、年に6回（奇数月）で、各支払期に前月までの手当を支給します。

（11日が土日祝日の場合はその直前の金融機関の営業日）

- 3月～4月分の手当・・・・・・・・・・5月11日
- 5月～6月分の手当・・・・・・・・・・7月11日
- 7月～8月分の手当・・・・・・・・・・9月11日
- 9月～10月分の手当・・・・・・・・・・11月11日
- 11月～12月分の手当・・・・・・・・・・1月11日
- 1月～2月分の手当・・・・・・・・・・3月11日

(4) 児童扶養手当受給者数（令和2年3月31日現在）  
（世帯類型別）

年度	母子	父子	養育者	計
H28	773	106	15	894
H29	746	92	9	847
H30	725	89	10	824
R1	722	86	11	819

（支給事由別）（令和2年3月31日現在）

年度	離婚等	死別	障害	遺棄	拘禁	未婚	生死不明	計
H28	767	13	12	7	0	95	0	894
H29	723	13	12	6	0	93	0	847
H30	707	11	10	6	0	90	0	824
R1	696	10	10	6	0	97	0	819

## 4. 特別児童扶養手当について

身体や精神に障害を有する20歳未満の児童に対し手当を支給することによって、その児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

(1) 受給資格者

手当を受けることができる人は、身体や精神に別表に該当する程度の障害がある児童の父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人です。

**※次の場合は、手当を受けられません**

★児童が

- ① 日本国内に住所を有しないとき
- ② 障害を支給事由とする公的年金を受けられるとき
- ③ 児童福祉施設等に入所しているとき

★父（又は母）、養育者が

- ① 日本国内に住所を有しないとき

(2) 手当の額

（令和2年4月1日施行）

区分	1級	2級
児童1人	月額 52,500円	月額 34,970円

☆前年（若しくは前々年）の所得によって手当の支給が停止されることがあります。

(3) 手当の支給

○12月～3月分の手当・・・・・・・・・・4月11日

○4月～7月分の手当・・・・・・・・・・8月11日

○8月～11月分の手当・・・・・・・・・・11月11日

(11日が土・日曜日及び休日の場合は、その直前の金融機関の営業日)

(4) 特別児童扶養手当受給者数

(令和2年3月31日現在)

年 度	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	知的障害	内部障害	精神障害	その他	計
平成28年度	18	0	3	84	11	19	1	136
平成29年度	18	1	2	88	10	17	0	136
平成30年度	13	2	2	96	9	15	0	137
令和元年度	14	2	2	105	6	26	0	155

児童の障害の程度

1 級	2 級
1 両眼の視力の和が0.04以下のもの	1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
4 両上肢のすべての指を欠くもの	4 そしゃくの機能を欠くもの
5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの	6 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7 両下肢を足関節以上で欠くもの	7 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	9 一上肢のすべての指を欠くもの
10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## 5. 児童手当

平成24年4月から新たに児童手当がはじまりました。これに伴い、平成22年4月に始まった子ども手当は平成24年3月分(支給月は6月)までとなりました。

### (1) 趣旨

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度です。

### (2) 支給対象

中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日)前の児童を養育している方に支給されます。

### (3) 支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人あたり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上 小学校修了前まで	第1子・第2子は10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律 10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

### (4) 支給時期

児童手当は、原則として申請した月の翌月分から手当が発生します。ただし、誕生日や転入日(異動日)が月末に近い場合、誕生日や転入日の翌日から数えて15日以内に申請をすると、申請日が翌月になった場合でも申請月分から手当が発生します。

支給月は、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までが支給されます。

### (5) 児童手当支給状況

	児童手当				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	4,300人	4,036人	4,059人	4,187人	4,089人
算定基礎 延人数	93,660人	92,892人	91,432人	92,629人	90,867人
支給 金額	1,082,860,000円	1,077,345,000円	1,057,855,000円	1,068,065,000円	1,047,315,000円

## 6. 女性相談業務について

売春防止法 34 条第 2 項の規定及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づき、女性または母子の早期発見に努め、必要な相談、調査、支援等を行う。（被害者を女性に限定していませんが、配偶者からの被害者は、圧倒的に女性が多い。）また、関係機関と連携を取りながら女性の諸問題（離婚等）の相談を実施している。平成 30 年度より、ひとり親家庭の母子及び父子の自立支援を兼ねた母子父子自立支援員兼女性相談員 2 名を配置する。

### ◆ 相談

①来所による相談 ②電話による相談 ③出張による相談 ④手紙等による相談

### ◆ 調査

本人及びその家庭環境などについて、必要な調査及び関係機関（八重山福祉保健内にある八重山配偶者暴力相談支援センター）との調整を行う。

### ◆ 判定

相談、調査の結果医学的、心理的又は、身体的な問題を理解し援助するために、女性相談所その他の専門機関の判定を求める。

### ◆ 支援

相談、調査、判定の結果に基づき、保護更正を図り他法、他施策の活用等について支援する。

### ◆ 一時保護のための送致

緊急に保護が必要である時は、八重山配偶者暴力相談支援センター、女性相談所等関係機関と連携を取り送致する。

### ◆ DV 相談及び女性相談状況（令和元年度）

【DV相談】

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

来所相談		電話相談	一時保護
新規	再来 (延)	受信(延)	
8 人	16 件	10 回	0

【DV 以外の女性相談】

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

来所相談		電話・メール相談	一時保護
新規	再来 (延)	受信(延)	
62 人	138 件	36 回	0

# 地域福祉

[ 担当 ]

福祉総務課 総務係

電話 87-5515

FAX 82-1580

# 1 民生委員・児童委員について

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）によってその設置が定められ、また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）によって同時に児童委員を兼ねることになっています。そのため、「民生委員・児童委員」と呼ばれています。

民生委員・児童委員は、地域の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて、無報酬で地域の人々の福祉向上のために活動するとともに、「社会奉仕の精神」、「基本的人権の尊重」、「政党・政治目的への地位利用の禁止」を基本姿勢として、地域住民の皆さんの立場に立って活動を行っています。また、行政との橋渡し役としても役割を果たしています。



## （1）関係法令

民生委員法、同法施行規則、児童福祉法、石垣市民生委員推薦会規則

## （2）委嘱

石垣市推薦会の推薦に基づき沖縄県知事による推薦、厚生労働大臣が委嘱

## （3）任期

令和元年12月1日から令和4年11月30日迄の3年間 再任可

## （4）報酬

無報酬（ボランティア）

## （5）活動の基本

### ① 社会調査のはたらき

担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。

### ② 相談のはたらき

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に乗ります。

### ③ 情報提供のはたらき

公的福祉サービスについて、その内容や情報を住民に提供します。

### ④ 連絡通報のはたらき

住民が、個々の福祉ニーズに応じたサービスが受けられるように関係行政機関、施設、団体等に連絡等を行います。

⑤ 調整のはたらき

住民ニーズに、最も適合なサービス提供が行われるよう関係機関との調整をします。

⑥ 生活支援のはたらき

要支援者を支援する体制を構築するため、住民や福祉関係者にはたらきかけ、住民自らが福祉活動に参加するよう働きかけ、支援グループを発掘し、育成・推進していきます。

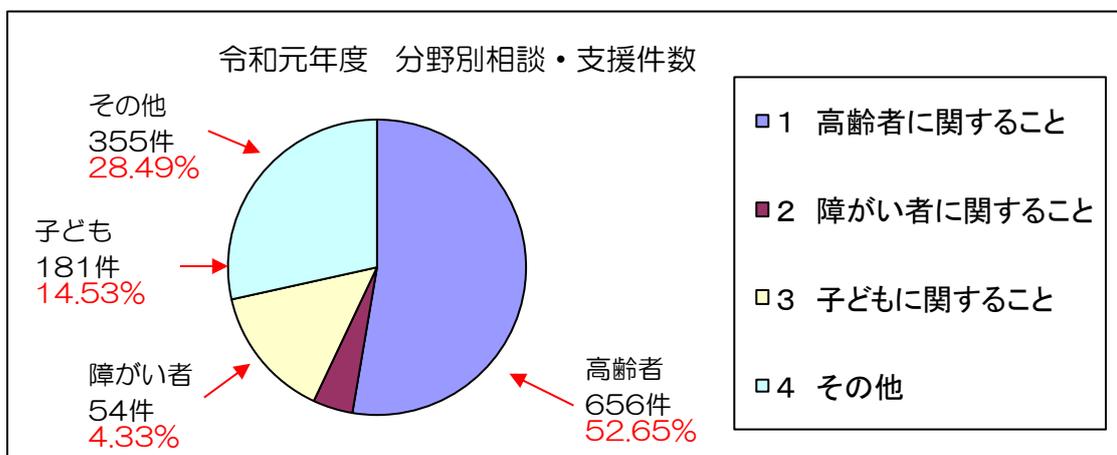
⑦ 意見具申のはたらき

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、住民の立場から、協議会を通じて、関係機関などに意見を提起します。

(6) 民生委員・児童委員の活動状況（令和元年度実績）

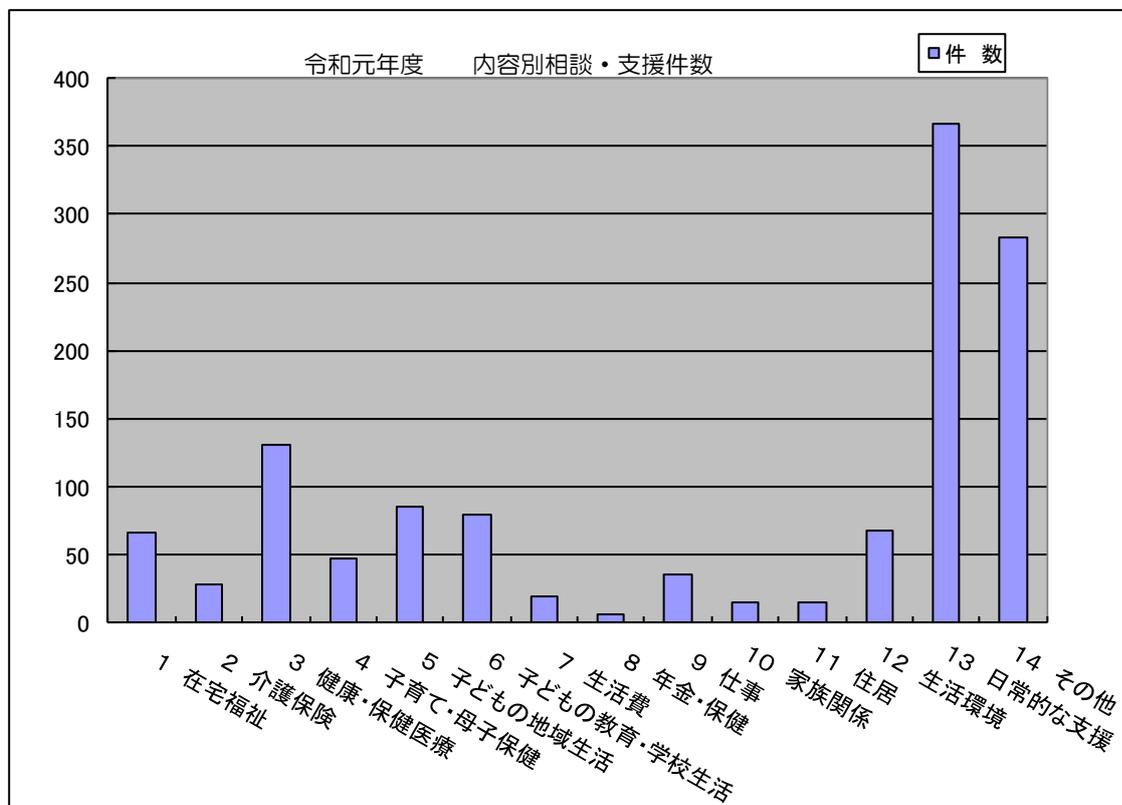
① 分野別相談・支援件数

項 目	件 数	比 率
1 高齢者に関すること	656	52.65%
2 障がい者に関すること	54	4.33%
3 子どもに関すること	181	14.53%
4 その他	355	28.49%
計	1,246	100%



② 内容別相談・支援件数

項目	件数	比率
1 在宅福祉	66	5.30%
2 介護保険	28	2.25%
3 健康・保健医療	131	10.51%
4 子育て・母子保健	47	3.77%
5 子どもの地域生活	86	6.90%
6 子どもの教育・学校生活	79	6.34%
7 生活費	20	1.61%
8 年金・保健	6	0.48%
9 仕事	35	2.81%
10 家族関係	15	1.20%
11 住居	15	1.20%
12 生活環境	68	5.46%
13 日常的な支援	367	29.45%
14 その他	283	22.71%
計	1,246	100%



## 2 地域福祉ネットワーク事業について

公民館を拠点として、地域住民が相互に協力し、一人暮らしや認知症の高齢者、障がい者などの要援護世帯に対して、日常的な見守りや生活支援を行うためのネットワークづくりと、地域の多様な福祉ニーズに対応するために、住民参加の福祉サービスの構築を行うことを目的としている事業です。

### (1) 福祉ニーズの把握及び福祉活動についての住民への啓蒙活動

- ①各種研修会及び講演会での活動紹介
- ②住民座談会の開催等による地域福祉課題の把握
- ③社協ホームページによるボランティア案内及び活動紹介
- ④要支援世帯の情報共有を目的とした地域福祉懇談会の開催
- ⑤地元新聞紙へ地域福祉活動を掲載

### (2) 地域内ボランティア活動に関する相談、登録斡旋及び研修

- ①ボランティア活動拠点としてボランティア活動推進室の貸出
- ②高校生を対象としたボランティア体験説明会の開催
- ③ボランティア派遣依頼に対する登録ボランティアの派遣

### 【令和元年度実績】

- ボランティア保険加入：個人12名、8団体（97名）
- ボランティア推進室利用状況：延べ132団体、利用者767名
- ボランティア斡旋状況

視覚障がい者のカラオケサロン	延べ44名
磯辺高齢者サロン補助	2名
24時間テレビ街頭募金活動	延べ20名
赤い羽根街頭募金活動	延べ52名
障がい児通所支援事業所での児童見守り	5名
運動会の進行補助	3名
障がい者パソコン教室での利用者介助	1名
グッジョブわくわくワーク（小学生向け仕事体験）補助	3名
散髪ボランティア	1名
オレンジゆんたく会送迎ボランティア	7名
石垣市子どもセンター夏休み高校生ボランティア	5名
ちゅらハウス夏休み高校生ボランティア	5名

### (3) 住民組織、ボランティア団体、行政機関等のネットワーク形成

- ①各地区地域福祉ネットワーク推進会の開催（6地区）
- ②北部地区福祉連絡会の開催

### 【令和元年度実績】

- 参加人数：延べ 883 名（地域福祉推進員、地域住民、民生委員等）
- 各地域開催状況
  - ア 石垣地域：年 3 回
  - イ 天川地域：年 10 回
  - ウ 大川地域：年 10 回

#### （4）住民参加型福祉活動の支援

- ① ふれあいサロン（高齢者の寄り合い活動）の開催
- ② 北部地区乗り合いワゴンサービスの実施
- ③ 買い物ツアーの開催
- ④ 各種世代間交流会の企画、開催
- ⑤ 小地域見守りネットワーク活動の実施
- ⑥ フードドライブ事業の実施
- ⑦ 緊急医療情報キットの配布と活用

### 【令和元年度実績】

#### ○ふれあいサロンの開催

地域における日常的な支え合い体制づくりの推進を目的に、各地区ふれあいサロン活動を開催した。

GG マンタ会	：延べ参加人数	84名
磯辺第2団地サロン	：延べ参加人数	33名
伊原間サロン	：延べ参加人数	131名
アジアンサロン	：延べ参加人数	104名
登野城団地サロン	：延べ参加人数	92名
於茂登・開南	：延べ参加人数	12名

#### （5）企画及び調整

地域福祉推進員による独居高齢者等見守り対象世帯への緊急医療情報キットの配付。また、各事業を計画的に推進するため、地域福祉コーディネーター（2名）、ボランティアコーディネーター（1名）を配置した。

### 3 福祉のまちづくりについて

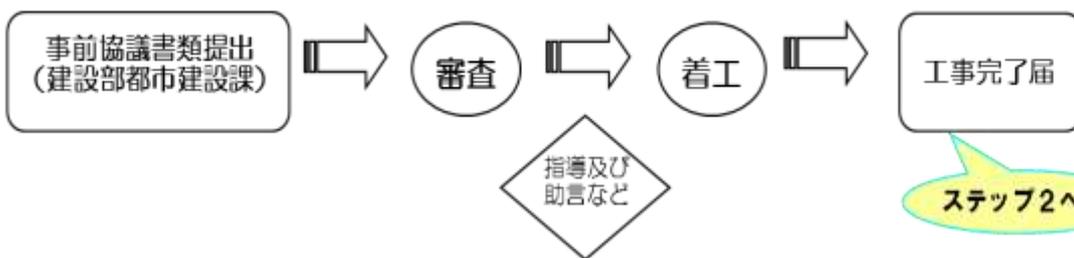
私たちのまわりには、高齢者、障がい者、妊産婦、怪我をしている人など、様々な人が暮らしています。

石垣市では、すべての市民が安心かつ快適に暮らすことが出来、さらに誰もが存分に石垣島の観光を楽しむことができるよう「石垣市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例の定める基本方針に基づき、様々な福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進しています。

#### (1) 特定生活関連施設の建設等について

石垣市内において、建築物を新築・新設・増設等計画する場合、用途や規模に応じて、福祉のまちづくり条例で定める基準に適合させる必要があります。

#### ステップ1 特定生活関連施設の建設についての手続き



#### ステップ2 福祉のまちづくり適合証の交付について



石垣市福祉のまちづくり適合証



審査委員会

※審査委員会による現地調査によっては、不交付となる場合もあります。その場合、不服申し立てを行い再審査を受けることができます。



○ 石垣市福祉のまちづくり適合証交付審査委員会による現地調査の様子

(2) 特定生活関連施設等一覧

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
建築物	児童福祉施設、身体障害者社会支援施設、 精神障害者社会復帰施設、保護施設、婦人保護施設、 障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、 母子福祉施設、母子保健センター、介護老人保険施設、 授産施設、その他これらに類する施設	すべて
	病院、診療所	
	官公庁施設	
	学校、自動車教習所、図書館、博物館、美術館、 公民館	
	集会場、公会堂	
	ガス事業者、電気事業者、電気通信事業者の店舗	
	銀行等の店舗	
	百貨店、マーケット、物品販売店、飲食店	
	質屋、クリーニング取扱店、旅行業者、貸衣装屋、 理容所、美容所、その他これらに類するサービス業 を営む店舗	床面積の合計 100㎡以上
	停留所、船舶離発着施設、旅客施設、空港、 バスターミナル	すべて
	自動車車庫(建築物である路外駐車場)	駐車場法による届出要のもの
	旅館、ホテル	床面積の合計 500㎡以上
	体育館、ポーリング場、スケート場、水泳場、その他 これらに類するスポーツ施設	床面積の合計 1,000㎡以上
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、遊技場	
	展示場	床面積の合計 500㎡以上
	公衆浴場	
	公衆便所	すべて
	複合施設	床面積の合計 2,000㎡以上
	共用住宅又は寄宿舎(戸数が25戸以上のもの)の 共用部分	戸数が51戸以上又は 床面積の合計 2,000㎡以上
	事務所(官公庁舎除く。)	床面積の合計 2,000㎡以上
工場	床面積の合計 3,000㎡以上	
道路	国道、県道、市町村道	すべて
公園等	児童遊園、都市公園、緑地、動物園、植物園	
公共交通機関の 施設	停留所、船舶離発着施設、旅客施設、 空港、バスターミナルのうち、建築物以外のもの	
路外駐車場	路外駐車場のうち建築物以外のもの	駐車場法による届出要のもの

(3) これまでの経過について

- 平成9年度 ○石垣市福祉のまちづくり条例制定
- 平成10年度 ○石垣市福祉のまちづくり条例施行規則制定  
○石垣市福祉のまちづくり審議会規則制定
- 平成15年度 ○石垣市福祉のまちづくり適合証交付要綱制定
- 平成18年度 ○平田観光(株)によるバリアフリーバスの導入  
(内閣特命担当大臣表彰受賞)  
○石垣港離島ターミナル施設のバリアフリー化
- 平成19年度 ○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第1号  
(ホテルイーストチャイナシー)  
○東運輸(株)が路線バスにバリアフリーバスを導入  
○石垣港離島ターミナル前に障がい者専用駐車場の設置  
○石垣空港ターミナル前に障がい者専用駐車場の設置  
○平成19年度沖縄県福祉のまちづくり推進功労者表彰  
(奨励賞1団体、2個人)
- 平成20年度 ○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第2号  
(小規模多機能型居宅介護施設 つむぎの郷)  
○石垣空港ターミナル内に点字ブロック設置  
○市内各小中学校体育館のバリアフリー化  
○道路の整備(石垣島气象台西通り、新川小学校北縦通り、  
通称2号線の改修)  
○平成20年度沖縄県福祉のまちづくり推進功労者表彰  
(県知事賞1団体)
- 平成21年度 ○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第3号  
(沖縄振興開発金融公庫八重山支店)  
○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第4号  
(メイクマン石垣店)  
○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第5号  
(東横イン石垣島)
- 平成22年度 ○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第6号  
(よしもとこどもクリニック)
- 平成23年度 ○市内公園トイレ整備  
(舟蔵公園(通称児童公園)多目的トイレ全面改築)
- 平成24年度 ○石垣市役所玄関前ピロティーのスロープ改修
- 平成25年度 ○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第7号  
(新石垣空港旅客ターミナルビル)
- 平成26年度 ○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第8号  
(石垣レンタカーステーション)  
○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第9号  
(ケアセンターむつみ)

平成27年度

○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第10号  
(西松屋チェーン石垣真栄里店)

○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第11号  
(ドラッグイレブン及び沖縄ファミリーマート(八島町))

○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第12号  
(沖縄ファミリーマート(登野城))

平成29年度

○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第13号  
(仮称) RASSO 沖縄 石垣島ホテル)

○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第14号  
(海星小学校)

○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第15号  
(石垣市中央運動公園子ども広場トイレ)



## 社会福祉団体

(令和2年11月末現在)

団体名	代表者	事務所	電話(連絡)
石垣市社会福祉協議会	新田 健夫	登野城 1357-1 (健康福祉センター内)	84-2211 84-1199 (FAX)
石垣市身体障がい者団体協議会 (石垣市視覚障害者協会) (石垣聴覚障がい者友の会) (石垣市肢体不自由者友の会)	石垣 里八 (平良 常) (川満良人) (比嘉玉子)	石垣市社会福祉協議会 (健康福祉センター内)	84-2211
石垣市民生委員児童委員協議会	島尻 寛雄	石垣市社会福祉協議会 (健康福祉センター内)	84-2211
石垣市老人クラブ連合会	慶田 城久	老人福祉センター内	83-0062
石垣市ひとり親家庭福祉会	丸山 さい子	登野城 1366 番地 1 石垣市まち・ひとづくり 支援センターA室	87-5885
八重山地区手をつなぐ育成会	山田 善博	大川581 (八重山育成園内)	82-2090

福祉の概要(令和2年度版)

令和2年 12 月

発行:石垣市福祉事務所

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町 14 番地

- |         |                  |
|---------|------------------|
| ○福祉総務課  | TEL:0980-82-5045 |
| ○障がい福祉課 | TEL:0980-82-9947 |
| ○介護長寿課  | TEL:0980-82-7158 |
| ○子育て支援課 | TEL:0980-82-1704 |
| ○こども家庭課 | TEL:0980-87-0771 |